

3月2日（第1日）

3月2日(火)第1日 午前10時00分開議

出席議員

1番	浜 先 秀 二	2番	上 松 英 邦
3番	吉 野 伸 康	4番	山 本 秀 男
5番	大 石 秀 昭	6番	片 平 司
7番	沖 元 大 洋	8番	野 崎 剛 睦
10番	林 久 光	11番	住 岡 淳 一
12番	山 根 啓 志	13番	登 地 靖 徳
14番	浜 西 金 満	15番	山 本 一 也
16番	山 木 信 勝	17番	扇 谷 照 義
18番	沖 也 寸 志	19番	新 家 勇 二
20番	上 田 正		

欠席議員

9番 胡 子 雅 信

本会議に説明のため出席した者の職氏名

市長	田中 達美	副市長	正井 嘉明
教育長	万治 功	総務部長	酒永 光志
市民生活部長	西山 弘行	福祉保健部長	徳永 信幸
産業部長	島本 俊明	土木建築部長	幸野 潔
会計管理者	空久保博志	教育次長	重川 忠道
消防長	岡野 数正	企業局長	大越 静博
総務課長	土手 三生	財政課長	久保 和秀
企画振興課長	有馬 博之		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	玉井 栄藏
議会事務局次長	河下 巖

議事日程

日程第1	諸般の報告
日程第2	会議録署名議員の指名
日程第3	会期の決定
日程第4	報告第1号 専決処分の報告について（広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、組合の事務所の位置の変更及び組合同規約の変更について）
日程第5	議案第27号 平成21年度江田島市一般会計補正予算（第6号）
日程第6	議案第28号 平成21年度江田島市老人保健特別会計補正予算

		(第2号)
日程第7	議案第29号	平成21年度江田島市介護保険(保険事業勘定)特別会計補正予算(第4号)
日程第8	議案第30号	平成21年度江田島市介護保険(介護サービス事業勘定)特別会計補正予算(第3号)
日程第9	議案第31号	平成21年度江田島市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)
日程第10	議案第32号	平成21年度江田島市公共下水道事業特別会計補正予算(第6号)
日程第11	議案第33号	平成21年度江田島市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
日程第12	議案第34号	平成21年度江田島市宿泊施設事業特別会計補正予算(第3号)
日程第13	議案第35号	平成21年度江田島市公共下水道事業(能美地区)会計補正予算(第4号)
日程第14	議案第21号	江田島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例案について
日程第15	議案第22号	江田島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について
日程第16	議案第23号	江田島市手数料条例の一部を改正する条例案について
日程第17	議案第24号	江田島市森林公園設置及び管理条例の一部を改正する条例案について
日程第18	議案第25号	公の施設の指定管理者の指定について
日程第19	議案第26号	土地改良事業計画について
日程第20		市長施政方針
日程第21	議案第5号	平成22年度江田島市一般会計予算
日程第22	議案第6号	平成22年度江田島市国民健康保険特別会計予算
日程第23	議案第7号	平成22年度江田島市老人保健特別会計予算
日程第24	議案第8号	平成22年度江田島市後期高齢者医療特別会計予算
日程第25	議案第9号	平成22年度江田島市介護保険(保険事業勘定)特別会計予算
日程第26	議案第10号	平成22年度江田島市介護保険(介護サービス事業勘定)特別会計予算
日程第27	議案第11号	平成22年度江田島市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
日程第28	議案第12号	平成22年度江田島市港湾管理特別会計予算
日程第29	議案第13号	平成22年度江田島市漁港管理特別会計予算
日程第30	議案第14号	平成22年度江田島市公共下水道事業特別会計予算
日程第31	議案第15号	平成22年度江田島市農業集落排水事業特別会計予算

- 日程第 3 2 議案第 1 6 号 平成 2 2 年度江田島市地域開発事業特別会計予算
- 日程第 3 3 議案第 1 7 号 平成 2 2 年度江田島市宿泊施設事業特別会計予算
- 日程第 3 4 議案第 1 8 号 平成 2 2 年度江田島市公共下水道事業（能美地区）会計予算
- 日程第 3 5 議案第 1 9 号 平成 2 2 年度江田島市交通船事業会計予算
- 日程第 3 6 議案第 2 0 号 平成 2 2 年度江田島市水道事業会計予算

開会（開議） 午前１０時００分

○議長（上田 正君） おはようございます。

ただいまの出席議員は１９名であります。９番 胡子雅信議員から欠席の連絡が入っております。

定足数に達しておりますので、これより平成２２年第２回江田島市議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第１ 諸般の報告

○議長（上田 正君） 日程第１「諸般の報告」を行います。

田中市長から報告事項がありますので、これを許します。

田中市長。

○市長（田中達美君） おはようございます。３月に入りまして、日ごとに春めいてまいりましたが、まだまだ寒さがぶり返す時期でございます。体調管理に努め、気持ちを引き締めて市政運営に努めてまいりますので、議員の皆様方の御協力をお願いいたします。

さて、第２回江田島市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、御出席をいただきましてありがとうございます。

また、市民の皆様には、早朝から定例会の傍聴にお越しいただきまして、心からお礼を申し上げます。

皆様御承知のように、地方自治法に基づき本市議会の定例会は条例で年４回と定めております。その第１回目が本定例会でございます。平成２２年度の新年度予算並びに関連議案を御審議いただく最も重要な定例会でございます。活発な議論とともに慎重審議をよろしくお願いいたします。

それでは、２月１５日第１回の臨時会以後の市政の主な事柄につきまして、５項目報告を申し上げます。

まず第１点目が、「住宅宣言吉島江田島かきまつり」についてでございます。

２月２０日、２１日の両日、広島市中区の吉島住宅展示場で恒例の江田島かきまつりを開催しました。このイベントは、都市部において本市の特産品のカキをＰＲする絶好の機会であり、開催日の１週間前からテレビのコマーシャルで連日放送されたこともあり、大勢の人でにぎわいました。会場では来場者が、カキのむき身、殻つきカキ、新鮮な魚介類やかんきつ類などを両手いっぱいになるほど買い求めていました。

今後とも、カキを初めとする特産品のＰＲに積極的に取り組んでまいります。

第２点目が、「総合型地域スポーツクラブ「江田島eスポーツクラブ」設立総会について」でございます。

２月２６日、大柿分庁舎で、総合型地域スポーツクラブ「江田島eスポーツクラブ」

の設立総会が開催されました。同クラブは、地域の子供から高齢者までを対象に、いつでも、どこでも、いつまでも取り組めるスポーツ・文化活動の環境を構築することを目的に設立されました。総会には、江田島市体育協会関係者、各種団体長及び教育関係者が出席し、規約、事業計画、収支予算などを議決しました。

引き続き、広島大学大学院の東川安雄教授による「今、総合型地域スポーツクラブに求められているもの」と題した記念講演が行われました。明日の江田島市を担う、心身ともにたくましい子供たちの健全育成に、そして世代を越えた地域の交流を通じた活気あふれる元気なまちづくりへの寄与に期待し、同クラブへの御支援、御協力をお願いいたします。

第3点目が、「林野火災防ぎょ連携訓練について」でございます。

2月28日、沖美町の砲台山で、林野火災防ぎょ連携訓練を実施しました。この訓練は、これから空気が乾燥し、火災が発生しやすい気候となるため、初動体制や各防災関係機関との連携体制の確立を目的に、消防本部、消防団、広島市消防航空隊及び江田島警察署から約100人が参加して行いました。これからも定期的に訓練を行い、災害発生時における連携強化を図ってまいります。

4点目が、「江田島すこやか健康まつりについて」でございます。

2月28日、農村環境改善センターで、江田島すこやか健康まつりを開催しました。このイベントは、市民の健康意識の向上を図り、健康・長寿のまちづくりを推進するために、県立広島大学の協力を得て行ったもので、約300人の来場がありました。

今回は、広島テレビの馬場のぶえアナウンサーと、県立広島大学の加藤秀夫教授らによる食をテーマとしたトークショーを初め、健康エクササイズやビンゴ大会、カキ飯の試食会、すくすくひろばコーナーなどを設けて、多くの来場者に楽しんでもらいました。今後も、市民の健康づくりの推進に努めてまいります。

5点目が、各種定期総会等への出席についてでございます。

このことについて、別紙1のとおり開催され、市長、副市長等が出席しました。

以上で市政報告を終わります。

○議長（上田 正君） 以上で市長報告を終わります。

次に、議長報告を行います。

地方自治法第199条第9項の規定による定期検査の結果報告並びに地方自治法第235条の2第3項の規定による平成21年11月から平成22年1月にかかる例月出納検査に対する監査の結果報告がお手元にお配りしたとおりであります。ごらんいただくようお願いをいたします。

朗読は省略いたします。

以上で、議長報告を終わります。

これで「諸般の報告」は終わります。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（上田 正君） 日程第2「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において10番
林 久光議員、11番 住岡淳一議員を指名いたします。

日程第3 会期の決定

○議長（上田 正君） 日程第3「会期の決定」についてを議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月18日までの17日間にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から3月18日までの17日間に決定をいたしました。

日程第4 報告第1号

○議長（上田 正君） 日程第4報告第1号「専決処分の報告について（広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、組合の事務所の位置の変更及び組合規約の変更について）」を議題といたします。

市長から報告を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました報告第1号「専決処分の報告について」でございます。

地方自治法第180条第1項の規定により指定された「市長の専決事項の指定について」に基づき次のとおり専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告いたします。

専決処分は、広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、組合の事務所の位置変更及び組合規約の変更でございます。

内容につきましては総務部長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（上田 正君） 酒永総務部長。

○総務部長（酒永光志君） おはようございます。

報告第1号の内容について説明をいたします。

専決処分日は、平成22年2月19日でございます。その内容は、提案理由の中で市長が述べましたように、広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、組合の事務所の位置の変更及び組合規約の変更でございます。

内容は、1点目が、一部事務組合の甲奴衛生組合が解散することとなり、平成22年4月1日から広島県市町総合事務組合を脱退すること、2点目が、広島県市町総合事務組合の事務所の位置を変更すること、3点目が、これによって組合規約が変更となるも

のでございます。

なお、組合の新しい事務所は、今までは広島県自治会館内にありましたけれども、4月1日からは広島県土地改良会館の5階に移転をするものでございます。

変更された規約は、平成22年4月1日から施行するものとし、規約変更後の組織団体数は8市9町11一部事務組合、1広域連合の29団体となります。

2ページに専決処分書、3・4ページに規約変更の新旧対照表を添付しておりますので御一読をお願いをいたします。

以上で説明を終わります。

○議長（上田 正君） 以上で報告を終わります。

日程第5 議案第27号

○議長（上田 正君） 日程第5議案第27号「平成21年度江田島市一般会計補正予算（第6号）」を議題といたします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに提出者からの提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第27号「平成21年度江田島市一般会計補正予算（第6号）」でございます。

平成21年度江田島市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6億2,860万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ165億61万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加及び廃止は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の追加、廃止及び変更は、「第4表 地方債補正」による。

内容につきましては、総務部長をして説明申し上げます。

よろしく申し上げます。

○議長（上田 正君） 酒永総務部長。

○総務部長（酒永光志君） それでは、一般会計補正予算（第6号）について説明をいたします。

江田島市一般会計・特別会計補正予算書並びに補正予算事項別明細書をお願いします。

2ページから7ページの第1表 歳入歳出予算補正により、今回の補正の主な点につ

いて説明をいたします。

最初に 2 ページの歳入からでございます。

1 款市税は 1, 170 万円の減額計上です。その内訳は、1 項市民税が 6, 850 万円の減額、2 項固定資産税が 6, 500 万円の増額、4 項市町村たばこ税が 750 万円の減額、5 項入湯税が 70 万円の減額でございます。

3 款利子割交付金、4 款配当割交付金、5 款株式等譲渡所得割交付金、6 款地方消費税交付金、7 款自動車取得税交付金につきましては、経済不況のあおりと申しますけれども、国・県からの交付額が合計 1, 859 万 8, 000 円の減額となりました。

1 2 款分担金及び負担金は 1, 295 万 5, 000 円の減額計上です。農地災害復旧費の分担金や保育料保護者負担金の減に伴うものでございます。

1 3 款使用料及び手数料は 1, 639 万 9, 000 円の減額計上です。公営住宅使用料、し尿及び不燃ごみ投入手数料、消防検査手数料の減に伴うものです。

1 4 款国庫支出金は 2 億 1, 248 万 3, 000 円の増額計上です。増額の要因は、国庫補助金の増額によるもので、小学校建設費の補助金 9, 693 万 8, 000 円、地域活性化・公共投資臨時交付金 1 億 3, 647 万 4, 000 円、子ども手当事務委託金の増額によるものでございます。

1 5 款県支出金は 6, 302 万 6, 000 円の減額計上でございます。各種補助事業の実績見込による減額でございます。

1 6 款財産収入は 47 万円の増額計上です。各基金の利子の収入見込みによるものでございます。

1 7 款寄附金は 185 万 4, 000 円の増額計上です。ふるさと納税寄附金等に係るものでございます。

1 8 款繰入金は 2 億 7, 785 万 3, 000 円の減額計上です。老人保健特別会計繰入金が 4, 800 万円の増額、地域振興基金繰入金が 3, 832 万 5, 000 円の増額でございますが、財政調整基金繰入金が 3 億 6, 417 万 8, 000 円の減額となっております。

2 0 款諸収入は 272 万 4, 000 円の増額計上です。消防団退職報償金の増が主なものでございます。

2 1 款市債は 4 億 4, 560 万円の減額計上です。各種事業、県負担金の事業見込による起債の減額と、小学校建設費の国庫支出金の増額に伴い、起債額を減額できたものでございます。

以上で歳入を終わります。

つづいて歳出に入ります。

このたびの減額補正の主な点でございます。

人件費につきましては、議員及び特別職の減員、産休・育児休暇等の実績見込みによる減額補正を各費目で行っております。

事務経費の執行残の減額補正、各種事業費、特に選挙費等実績見込みによりまして減額をしております。

また、工事請負費等の入札執行残の減額補正、第 1 次補正、また、臨時交付金事業の

一般財源の調整等に伴う減額補正を各費目でお願いをしております。

次に増額補正の主な項目を申し上げます。

3 款の民生費 2 項の児童福祉費で子ども手当の給付事業費として積算システム 4 9 7 万 7, 0 0 0 円の増額をしております。

同じく 3 項の生活保護費で国庫補助金の返還金 2 8 3 万 9, 0 0 0 円を増額、4 款衛生費 2 項の清掃費でごみ焼却処理委託料 4 2 0 万円の増額、8 款土木費 3 項河川費で急傾斜地崩壊対策事業費県負担金 5 7 0 万円の増額、9 款の消防費 1 項消防費で消防団退職報償費 8 5 2 万 2, 0 0 0 円の増額、1 3 款諸支出金 1 項の基金費で地域振興基金費へ 1 億 1, 7 6 3 万 4, 0 0 0 円の積み立てをお願いをしております。

また、あわせて、ふるさと応援基金費へ 1 7 0 万 9, 0 0 0 円の積み立ての増額をお願いをしております。

次に、8 ページ・9 ページにお戻りいただきたいと思います。

第 2 表 繰越明許費でございます。

主には、2 月の臨時会で補正議決を得ました、国の第 2 次補正予算に係るもののほか、第 1 次補正予算及び県事業負担金を含め総額 9 億 3 9 2 万 6, 0 0 0 円の繰越明許費のお願いでございます。なお、本繰越の財源としましては、国・県支出金 5 億 6, 6 6 8 万 6, 0 0 0 円、地方債 7, 8 1 0 万円、その他・一般財源等で 2 億 5, 9 1 4 万円を充てることとしております。

次に 1 0 ページをお願いします。

第 3 表で債務負担行為の補正のお願いをしております。

追加として、複式簿記システム導入業務委託ほか 3 事業で限度額 2, 1 2 9 万 9, 0 0 0 円、廃止としまして複式簿記のシステム保守業務委託が 1 件限度額 1 5 0 万円でございます。

次に、1 1 ページ・1 2 ページをお願いします。

第 4 表で地方債の補正のお願いをしております。

追加 1 件、廃止 2 件、変更 1 7 事業の起債限度額をそれぞれの事業費見込みによりまして変更するものでございます。特に起債の廃止・変更につきましては、各種事業、県負担金の事業見込による起債の減額と、小学校建設費の国庫支出金の増額に伴いまして、起債額を減額できたものでございます。

なお、3 7 ページから 1 1 1 ページまで、歳入歳出補正予算の事項別明細書、1 1 2 ページから 1 1 3 ページに給与費明細書、1 1 4 ページに地方債調書をお示ししております。

以上で説明を終わります。

○議長（上田 正君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

4 番 山本秀男議員。

○4 番（山本秀男君） 質問を二、三させていただきます。

8 ページの繰越明許費でございます。先ほど、財源内訳をちょっと説明があったんで

すが、聞き漏れたもので再度お願いしたらというふうに思います。

それから、同じく繰越明許ですが、2月補正で議決した緊急経済対策以外、すなわち、当初予算、6月等で補正された事業でございますが、具体的には8ページの6款農林水産業費1項農業費、事業名が農業用施設維持管理運営事業、それから9ページの8款土木費6項住宅費営繕事業費で住宅建築耐震診断事業、それから10款の教育費の1項教育総務費、事業名が学校振興一般事業、理科備品購入事業、この3事業について、これは当初予算等で組まれておるんじゃないんかというふうに思います。

それで、繰り越しの理由と、当初から予想されておったのかどうかお伺いをいたします。

それから、事項別明細書でございます。99ページの非常備消防費で、説明の中では報償費ですね、消防団の退職報償費、報償金、これは消防団が退職されるので、数が多いということで察するわけですが、その下に入院見舞金29万2,000円、それから旅費379万9,000円、この3月の1カ月で執行されるのかどうか、その内容をお尋ねします。

それから、102ページの3目の学校建設費、この財源を調整されて国庫補助金を起債と返還ですか、財源更正をされて、これはまあいいことだというように思うんですが、この内容を具体的に説明をお願いいたします。

以上です。

○議長（上田 正君） 酒永総務部長。

○総務部長（酒永光志君） それでは、私の方からは繰越明許費の財源の内容について再度説明をさせていただきます。

繰り越しの財源といたしましては、国・県の支出金5億6,668万6,000円、地方債が7,810万円、その他・一般財源等で2億5,914万円を充てることとしております。

そのほかの質問につきましては、関係部課長の方で説明をさせていただきます。

○議長（上田 正君） 重川教育次長。

○教育次長（重川忠道君） 理科備品購入事業の繰り越しについてでございますけれども、これは納期が3月25日になっておりまして、その一部の納品が入荷、納品できないということがございまして、それは人体模型などの手づくりによるものがございまして、これは国の補正予算で、理科教育施設整備事業の中で、今年度200億円というのがついております。事業費にしますと2分の1ですから400億円ということになります。全国的にですね、理科備品の発注が集中しておるといようなことがございまして、国も6月補正につきましては、繰越明許で対応してくださいといようなことが出ております。

あらかじめ、この6月補正に関しましては、そういった予測がされておった納品が集中しておるといことで、あらかじめ繰り越しを国の方もしてくださいといような、対応してくださいといことでございました。それで今回繰り越しをしたわけでございます。

それと、102ページの国庫支出金の増につきまして、当該補助金初めですね、小学

校の統合校舎等の新增築事業で補助申請をしておったんですが、できるだけ補助金がふえるための研究をいたしまして、県の指導も受けながらですね、3本の補助申請で今回こういった大きな補助金をいただくことになりました。1点が危険物の改築でございます。それと不適格建物の改築、これが交付金の補助対象事業でございます。

それと、負担金対象事業といたしまして、小学校校舎の新築というのを3本立て、申請が非常に難しかったんですが、3本にすることによって今回こういった補助金が増額されました。その増額に伴いまして起債が膨れていたものをその起債額を減額するというところでございます。

以上でございます。

○議長（上田 正君） 島本産業部長。

○産業部長（島本俊明君） 8ページの農業用施設維持管理事業、切串西沖地区排水機場機械設備整備工事の繰り越しでございますが、これは6月の補正で経済危機対策臨時交付金で事業実施するものでございます。それで、経済対策ということもありまして、6事業に分けて発注をしております。調査、設計料を含めてですね、6事業でございます。そのほとんどの事業が関連性がありまして、一つの工事が終了しないと次の工事にかかれないというものでございます。また、ポンプ製作、ポンプの制御設備は受注生産となっておりますので、当初から工期的なものは大変厳しい状況であったというふうに思っておりますので御理解をお願いします。

○議長（上田 正君） 幸野土木建築部長。

○土木建築部長（幸野 潔君） 9ページの営繕事業、住宅・建築物耐震診断事業の繰り越しでございますけれども、これは大柿の中央公民館と江田島公民館の耐震2次診断を国交省の補助制度で行うものでございます。繰り越しになりましたのは、業務の着手がおくれたことと、その診断評価というのは第三者機関で審査していただくんですけども、審査に時間を要したということです。着手がおくれた理由は、耐震対策につきまして、学校等の統廃合という問題とか、文科省の学校耐震化の補正予算化、こういったような耐震対策についての環境がどんどん変わってきておりまして、市全体として、耐震対策をどのように進めるかというのを見きわめる必要がありましたので、着手がおくれました。

以上でございます。

○議長（上田 正君） 岡野消防長。

○消防長（岡野数正君） 失礼いたします。先ほど99ページの御質問にお答えしたいと思えます。

まず消防団活動事業費の入院見舞金を増額補正をした理由ということでお尋ねになりました。この入院見舞金につきましては、財団法人日本消防協会から江田島市に、これは支出と同額の入金がございます。いわゆる消防団員の共済制度で、掛金を掛けております。この掛金を掛けた者に対して、まあ入院があった場合には振り込まれるということでございます。内容につきましては、入院見舞金について毎年50万ぐらいの想定をして予算計上しておりましたが、本年1月1日現在で8人、累計でしますと363日の入院がございました。既に54万5,000円を支払っております。これにつきまして

は、先ほど申しましたように、日本消防協会の方から、その中に共済掛金がございます。それからこちらの方に入金があってそれを支出したものだというふうに御理解いただきたいと思います。

続きまして、消防団活動事業費の旅費費用弁償を増額補正した理由についてということでございました。これにつきましては、費用弁償ということでございますけども、出勤手当というふうに思っていたら結構かと思えます。消防団員の出勤手当ということで、これは例年に比べ、津久茂の、これは昨年ですが、津久茂の林野火災、そして建物の全焼火災の増加、また、7月豪雨災害への対応、さらには沖美町行方不明者の捜索などにより、消防団員の出勤が増加したためでございます。

具体的に言いますと、江田島町津久茂で昨年林野火災が発生しましたがけれども、これは一昼夜一応燃えております。そのときの延べの出勤人員が399名出勤いたしております。さらに4月から12月までの、これは建物火災を含む22件の火災が発生しておりますけれども、これに延べ501人が出勤しております。合わせて900人が火災に出勤いたしております。

さらに、7月に豪雨がございました。この活動に延べ691人が出勤しておりますほか、沖美町で不明者の捜索活動等々、これは想定以外のものがやはりございました。これに156人が出勤するというような、想定を上回る大きな災害が発生をいたしております。それによる補正でございます。

以上でございます。

○議長（上田 正君） 4番 山本秀男議員。

○4番（山本秀男君） はい、ありがとうございました。

まず、再質問ですが、先ほどの小学校の学校建設ですが、これはここで財源組みかえておるということは、債務負担、これで2年の工事じゃなかったかと、私は思うんですが、いわゆる債務負担行為で施工されておるんじゃないんかというように察するわけですが、まあ違法性はないと思うんですが、これはやはり継続費でやられるのがベストじゃないんかなと、私は感じております。これは債務負担行為の運営については、自治省からも通達があったと思うんですが、工事請負のように見通しが得られるものについては、予算計上としては継続費の設定が望ましいというふうなこともございますので、今後、運営には考えていただきたいというふうに思います。

それから、繰り越しの方なんですけど、この3件の事業については、明許繰越ではなく、事故繰越ではないんかと、私は察するんですが、まあこの内訳書が、全くいわゆる計算書いうんですか、ないからこういうふうにお聞きしたわけですが、私はこの繰り越しについては、自治法の213条、あるいは施行令の146条の規定によって、まあ必要な財源をつけて繰り越しを行うという形もございます。そうすると繰り越し計算書も、2項では出納閉鎖の5月31日までに計算書をつけて報告しなさいという形になっております。これはあくまでも精査して出しなさいという形ですから、この繰り越しを行うときに、今の設定額の財源を添付するのがベストなやり方じゃないかなというように私は思います。

というのは、先ほども市長が冒頭で言われましたが、審議を尽くしてやりましょうと

いう形で、この設定額だけでは審議のしようがないというふうに、私は感じております。まあ、なんでしたらこの繰り越しについて答弁をお願いできればというように思います。以上です。

○議長（上田 正君） 酒永総務部長。

○総務部長（酒永光志君） 山本議員さんのおっしゃられることは、十分よくわかっております。今の小学校の建設事業費につきましても、中学校は継続費でやった経緯がございます。で、小学校についても継続費がいいのか、債務負担行為がいいのか、ずいぶん財政の方で迷ったわけなんですけど、結果的に、今回、小学校については、債務負担行為でやらせていただきました。今後、財政部門の方ですね、今御意見いただきましたことを十分調査、研究しながらやっていきたい。このように思っております。

○議長（上田 正君） いいですか。ほかにございませんか。

はい、6番 片平 司議員。

○6番（片平 司君） まずですね、この6億円の帳じり合わせが当初予算に比べてどんなんか私にもわかりませんが、減った理由ですね、それをまず第1点と、それから63ページの2款6項目の企画費、これの生活交通維持対策事業費が大きく減額なってるんですが、この理由と、次に、81ページ。81ページですね、4款衛生費の2項の2塵芥処理費。秋月処分場適正化事業費、工事請負費がここに出とるんですが、この工事、多分2年前が産廃の問題のところじゃないかと思うんですが、現状とどういうふうになっているかということと、次に、82ページの5款労働費、労働対策費、いわゆる緊急雇用創出事業費なんですけど、この緊急雇用対策のですね、経済効果といいますか、江田島市ではどのようになっているのか現状を教えてください。

次に、104ページですね、10款教育費中学校費のところの中学校就学援助奨励事業費、扶助費というのが160万減額になっていますが、これはまあどんな状況になってこれだけ減額になったかいうのを説明してもらいたい。

次の108ページ、11款災害復旧費で土木施設災害復旧費が、去年はたしかたくさん河川とかはらんして工事があったんじゃないかと思うんですが、工事請負費1,300万円の減額になっとりますが、この説明。

以上です、よろしくお願ひします。

○議長（上田 正君） 酒永総務部長。

○総務部長（酒永光志君） 私の方からは、6億2,860万円の減額の要因ということでお尋ねでございましたので、それについてお答えをさせていただきます。

これにつきましては、説明の中でも申し上げましたが、人件費について、産休職員、また育児休暇等の職員と、これらの整理といいますか、実績が見込みがつかまりましたので、それに対する減額、また議員及び特別職、現在副市長が1名になっております、その関係の人件費の減額を行っております。事務経費、選挙経費等の、これは事業実績に基づいて、これらについても減額を行っております。

工事請負費等につきましては、昨年6月、9月のいわゆる第1次補正で入札等64事業ですか、あのちょっと数字が迷っているかもわかりませんが、それについての見込みが立っておりますので、それにいわゆる充当をしておりました一般財源の調整等の減額

をさせていただきました。なお、この減額、昨年もですね、3月の時点ではやはり6億8,000万か9,000万ぐらいの減額をさせていただいております。そのときにも議員さんの方からこの額は多いんじゃないかと、これらについてはそのときどきの補正等を活用して減額をしていきなさいと、で、当初予算については、やはりさらに精査した当初予算を組みなさいという御指摘をいただきました。それで我々もそれに努めたわけですが、今回6億2,800万円となりましたのは、その一番の原因、要因といいますと、それは6月、9月での第1次補正、国の臨時交付金に基づくものの一般財源のいわゆる精査ができたということで、今回、このような数字になったと御理解をいただきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

○議長（上田 正君） 西山市民生活部長。

○市民生活部長（西山弘行君） 81ページの秋月処分場適正化事業の現況ですけども、この事業は19年度に水質とか測量を設計をされまして、工事は20年度と21年度で行いまして、昨年21年の8月31日に完成しております。今後は水質の調査等を年々調査を行いながら経過観察していくというふうに思っております。

以上です。

○議長（上田 正君） 重川教育次長。

○教育次長（重川忠道君） 104ページの中学校費の教育振興費、中学校教育福祉扶助費の減額理由でございますけれども、これは対象人数の減による実績見込み減による減額補正でございます。

以上です。

○議長（上田 正君） 有馬企画振興課長。

○企画振興課長（有馬博之君） 63ページの生活交通維持対策事業費の減額についてでございます。63ページ下の方でございます第2種生活交通路線維持費補助金、それから次のページ、65ページでございます第3種生活交通路線維持費補助金、これらにつきまして、江田島バスに対する補助金がございますけれども、黒字路線の増加によりまして、補助対象路線が見込みから減少したための減額でございます。

それから続きまして、一般旅客定期航路（民間）支援事業交付金につきまして、経済対策で交付を予定しておりました各航路事業者に対する健全使用料相当額の補助金でございました。これにつきまして、各事業者からの実績が上がってまいりまして、額が減少したものでございます。

それから最後の生活交通路線施設整備支援事業費補助金、これにつきましては、バスの購入等の、これも経済対策の方で予定しておりましたものにつきまして、バスの方から実績が上がってまいりまして減額したものでございます。

以上でございます。

○議長（上田 正君） 島本産業部長。

○産業部長（島本俊明君） 83ページの緊急雇用創出事業の経済効果についてのお尋ねでございます。この事業は国の緊急雇用対策の一環で、国の交付金事業で行っております。これには直接市が雇用する緊急雇用創出事業と、企業等へ委託をするふるさと

雇用創出事業の2種類があります。それで、資料の持ち合わせがないのではっきりした数字はまた、もしあれだったら後から報告させてもらいたいと思いますが、市が直接する緊急雇用対策事業でございますが、3,000万円の事業費で約、私の記憶では22、3の雇用をしております。それからふるさと雇用創出事業でございますが、これは本市の特産品であるスイトピーの栽培をしております農業法人スイトピー能美島へ委託をしております。ここでの雇用が8人というふうに記憶しております。事業費は1,000万です。

以上でございます。

○議長（上田 正君） 幸野土木建築部長。

○土木建築部長（幸野 潔君） 108ページ・109ページの土木施設災害復旧費の減額でございますけれども、まず今年度の災害関係の復旧状況をいいますと、104カ所の土木関係の災害復旧をやっております。そのうち3カ所につきましては、繰り越しの表にありますとおり、今年度では残念ながら完成することができず、早期復旧に努めてまいります。減額でございますけれども、例えば市道ののり面が崩壊した場合に、そののり面を復旧することになります。その際に、例えばボーリング調査をして土質調査をすると、そういった委託料を当初見込み、みておりました。ところが、いざ現場へ行ってみますと、のり面が土砂ではなくて岩である、こういうようなことがあります。土質調査をする必要がございません。そうした場合に委託料が減額となります。

今も申し上げましたような例で、工事請負費につきましても、当初は例えば法枠工であったものが、岩であればふきつけで済む、そうした工事単価もかわってまいります。精査によって、そういったところから減額になったものでございます。

○議長（上田 正君） 6番 片平 司議員。

○6番（片平 司君） あの秋月の件ですよ。これ多分2年ぐらい前に、不法投棄いうたらおかしいやけど、大体捨てたらいけんところへ江田島町がやっとならな。今後はですね、こういうことはないとは思いますが、十分気をつけてやってもらいたい。以上です。

○議長（上田 正君） はい、ほかにありませんか。

はい、16番 山木信勝議員。

○16番（山木信勝君） まず10ページの債務負担行為であります。真道山森林公園指定管理委託料ですか、債務負担22年から24年ありますが、これについては、条例改正、一部改正して、管理の条例の議決は行ってはないんですが、こういった流れでいいのか、ここで審議されるのがいいのかお伺いいたします。

続いて、同じく10ページの債務負担行為、複式簿記システム導入業務委託料であります。これ債務負担にされた、本年度中にやる予定だったわけですが、次年度にやらなければならない、ならなくなった理由をお伺いいたします。

それから、45ページ、保育料の400万円の減額があります。これはまた滞納がふえたのか、滞納額ですね、滞納額。現在のところどれぐらいあるのか、お伺いいたします。

同じく45ページの公営住宅使用料、これも1,183万5,000円の減額であり

ます。これも滞納額をお伺いいたします、現在の。

それから、57ページ、財政調整基金の繰入金であります、まあ減額補正ですかね、これは。その財政調整基金の残をお伺いいたします。

続いて、81ページ、ごみ焼却処理業務委託料420万円の増額、このわけを、理由をお伺いいたします。

続いて91ページの定住促進事業補助金120万の減額であります。これは、定住促進するために、市外から来られて定住されれば50万円ほどあげることになっていますが、本年度から30万円に変わったということで、それで減額になったのか、その理由をお伺いいたします。

それから、93ページ、急傾斜地崩壊対策負担金570万の増額補正、その理由をお伺いいたします。

それから、95ページ、都市計画マスタープラン600万円の減額補正であります、この都市計画マスタープラン、江田島町時代にも、一回作成したわけですが、これが、内容、全然絵にかいた餅なんですよ。全然効果がないようなマスタープランなんでね。このマスタープラン、どのようなマスタープランをつくられておるのかお伺いいたします。

それから、111ページ、地域振興基金ですね、地域振興基金。このたびの1億何ぼ繰り入れとりますが、23億3,000万の本体の部分ですね、その分の取り崩しをいつやるのかお伺いいたします。

以上です。

○議長（上田 正君） 久保財政課長。

○財政課長（久保和秀君） 失礼いたします。3点ほど私にはあったと思うんですけど、複式簿記システムについて御質問があったのは、10ページの債務負担行為のことなんですけれども、これにつきましては、12月定例会の一般質問で議員の方から御質問がありましたように、私どもでは基準モデル方式を採用して、当初その業務を行うのには負荷が非常に大きいけれども、将来的にはそちらの方がいいということで、一般質問では答えさせていただきまして、この中で御質問がありましたことにつきましては、複式簿記システムの21年度から22年度で899万9,000円なんですけれども、これにつきましては、21年度分で約3割の315万円相当の仕事、それから、22年度につきましては、590万円相当のもので対応させていきたいということで、じゃあ315万円分、今現在どんなにかといった御質問だと思うんですけども、これにつきましては、今現在貸借対照表をつくるために、私どもの、道路なりそれから公共施設等の資産等の洗い出しを職員と、また、委託会社とによりまして貸借対照表をつくるための準備をしております、現在お盆といいますか、7月末には公表できるように準備をしております、仕事をしておるところでございます。

次に、財調といいますか、基金の関係のお話が出たんですけども、これにつきましては、今現在この補正予算が通ったとしたら、財政調整基金は8億5,800万円、減債基金は9億3,400万円で、両基金を合わせて17億9,337万9,000円、約17億9,000万円両基金で残っております、不測の事態に対応できる基金として

は以上でございますけれども、その他の基金としても一つありましたのが、最後のごろでおっしゃったのが地域振興基金のお話が出たと思うんですけれども、地域振興基金につきましては、ただいま利息分については22年度も予定をさせていただいてるんですが、それは議員がおっしゃったように20何億のうちの小額でございますけれども、元金を償還します2年後ぐらいには、その元金についても十分繰り入れたりして使える基金だと思っております。

以上、ちょっと説明が下手だったかもしれませんが、終わらせていただきます。

○議長（上田 正君） 西山市民生活部長。

○市民生活部長（西山弘行君） 81ページの上から7行目くらいにあります委託料のごみの焼却処理の委託料420万増額の理由ですけれども、これは呉の広にありますクリーンセンターへの焼却炉の機械の修理がですね、予定よりも修理が多くなったということがありました。交換消耗品機材とか薬品とか油類、燃料にしますとプロパンとか灯油等が当初予定したよりも多くなったということで、420万の増額をお願いしております。

○議長（上田 正君） 幸野土木建築部長。

○土木建築部長（幸野 潔君） 住宅の滞納額につきましては、正確な数字いうのを持ち合わせておりませんが、約1億円くらいだと思います。

それと、93ページの急傾斜地崩壊対策事業県負担金につきましては、これは県の方で江田島町の左が本地区で急傾斜地崩壊対策費の増額をして事業促進というふうに聞いております。

あと、95ページの都市計画マスタープランのことでございますけれども、市が合併しまして、改めて20年後の市の将来像を見据えてまちづくりをどのようにするかというのを決めるものでございます。絵にかいた餅ということでございますけれども、今申しましたように、将来像を見据えてのまちづくりをどうするかというビジョンでございますので、具体的なものではございません。例えば、これからつくろうとしていますのは例えば旧4町ごとに、旧4町の特色を生かしたまちづくりをどのように進めていくかというところをつくっていく。

以上でございます。

○議長（上田 正君） 徳永福祉保健部長。

○福祉保健部長（徳永信幸君） 45ページの保育料の滞納額についてでございますけれども、今資料を持ち合わせていませんので正確な数字は後ほど回答させていただきます。済みません。

○議長（上田 正君） 島本産業部長。

○産業部長（島本俊明君） 91ページの交流定住促進事業費でございます。昨年度は、20年度につきましては人気がございますして補正やらお願いして対応した経緯がございます。21年度につきましては、当初10人分を見込んでおりました。当初の見込みより補助うか、補助金を請求する方が少なかったということでございます。

参考までに申し上げますと、現在のところこれを利用した方が3件、これから予定しておるのが2件、それから予備的に1件分を予定しております。30万の6人で180

万、300万予定して計上しておりましたので120万の減額補正をしております。

以上でございます。

○議長（上田 正君） 酒永総務部長。

○総務部長（酒永光志君） 一番最初ですね、条例が先か補正が先かという御質問ございました。基本的には条例があって予算ということが流れだと思えますけれども、本日はですね、基本的に同時に条例と補正案件を提出をさせていただいておりますので、どちらかが認められなかったら、どちらかが落ちるといようなこととなりますので、そこらあたりは御理解をいただきたいと思えます。

○議長（上田 正君） 16番 山木信勝議員。

○16番（山木信勝君） 今の件は、議運の方でもね、しっかりとよう見て順番を決めてもらいたいと思えます。

都市計画マスタープランについてでありますね、江田島町時代にね、これ見てみりゃあね、人口でも平成2年が1万5,000人、それで平成27年には2万人になるいうて書いているんですよね。ああいうところ、全然話がね、違うんでね。もっと効果があるいいですかね、そういったところを考えてつくってほしいと思えます。よろしくお願ひします。

終わります。

○議長（上田 正君） はい、ほかにございせんか。

はい、8番 野崎剛睦議員。

○8番（野崎剛睦君） まず、歳入の方からなんですが、固定資産税がですね、40ページ・41ページで、1款市税の固定資産税で6,500万ふえているわけなんですが、ふえることはまあどういうんですか、歳入がふえるからいいことなんですが、余りにもちょっとふえ方がですね、急激にふえているもんですから、これの理由を説明していただきたいと思えます。

今度は歳出の方になりますが、63ページの生活交通維持費は、片平議員が質問されましたからそれは省きます。

90ページ・91ページですね、8款土木費、財源の内訳が県の支出金が4,130万減って、繰入金を3,832万5,000円やっているわけなんですが、県の支出金がどういう理由で減らされたのか、そしてまあ足らなくなったから繰入金を繰り入れたということは理由はわかるわけなんですが、減った理由を説明していただきたいと思えます。

それと、92ページ・93ページの8款土木費の河川費でございますが、ここも県の支出金が減って、まあ市債の発行も減っているわけなんですが、ここで、説明でございますね、003で特定防衛施設周辺整備調整交付金の事業費を580万減しているわけなんですが、この特定防衛施設周辺費は、これは国費でやる事業だと思うわけですが、それで、県の支出金が減っている理由で、その国の事業いうんですか、を交付金をもらってる事業費がなぜ580万減額されているのか、その理由をお聞きします。

それと、98・99の9款消防費なんですが、説明の004で904万5,000円、005で消防活動事業費で951万7,000円、このように減額されているわけなん

ですが、市民の安全・安心のためには差し支えないものかということをお慮しております。

以上です。

○議長（上田 正君） 西山市民生活部長。

○市民生活部長（西山弘行君） 41ページの固定資産税の6,500万円の増額部分の説明ですけれども、平成21年度は固定資産税の評価が3年に1度の見直しということになっております。それで見直しのときに、土地の下落によりまして土地家屋が前年度より10%下がるんじゃないかなということとで予算計上をさせていただいておりましたけれども、実質課税をしたときに、土地の方ですけれども、下落幅の調整が、負担調整というものがあまして、その負担調整がですね、思うほど下がらなかったというところの中で、今回予定よりも下がらなかったのでふえてしまったという形になっております。

それともう一つ、土地の宅地介在地ということの見直しをこのたびさせていただいた部分もありまして、その分も増えたということの中で、こういう形で、当初幾らか下げとったんですけれども、そこまで下がらなかったということで今回6,500万の増額をお願いしております。

○議長（上田 正君） 幸野土木建築部長。

○土木建築部長（幸野 潔君） まず91ページの県の維持管理事業の財源内訳のことですけれども、今回の減額は道路台帳の作成を、今年度道路台帳統合業務というのを今年度21年度にやっておることとでございますけれども、この業務が繰り越しせざるを得ないということになりました。当初この道路台帳統合業務に充てておりました財源というのが、県合併推進交付金だったと思うんですけども、この県合併推進交付金というのは繰り越しを想定していない交付金でございます。で、このたび繰り越しするというのが明らかになりましたので、財源を繰り越しのできる地域振興基金、これに振りかえました。

次に、93ページの河川費につきましては、まず財源の中の県支出金の650万の減額につきましては、これは右側説明欄の河川維持管理事業費の備品購入費、これは急傾斜地交付金で行うようにしていたものですが、この執行残が出ましたので、この交付金の減額分がこの財源の中の県支出金の減額でございます。

で、特定防衛の方の減額につきましては、これは市債の方で減額という形になっております。僕ではこのあたりのことはちょっとわからないんですけども、以上でございます。

○議長（上田 正君） 岡野消防長。

○消防長（岡野数正君） 99ページのお尋ねの件でございますけれども、まず、説明欄の004の庁用管理事業費の備品購入費を減額補正した理由はというお尋ねだと思います。これにつきましては、昨年、緊急経済対策交付金事業を行いました。消防本部といたしましても、市民の安心・安全を確保するために消防車、救急車各車両、それに資機材をこの交付金で整備しております。これの、内容言いますと、消防ポンプ車、指揮統制車、高規格救急車の入札残を減額補正したものでございます。

それと、同じく需用費消耗品費の減額補正した理由はとお尋ねでございましたけれども、これにつきましては、住宅用火災警報器の入札残をやはり同じく減額補正したものでございます。

以上でございます。

○議長（上田 正君） 幸野土木建築部長。

○土木建築部長（幸野 潔君） 先ほど河川費管理費について、経済対策と言いましたけれども、ではなくて、元気づくり、県の元気づくり交付金をあてております。その減額です。

○議長（上田 正君） 野崎議員、いいですか。はい、8番 野崎議員。

○8番（野崎剛睦君） 今質問しなかったわけなんです、106ページ・107ページの災害復旧費、11款の災害復旧費1項の農林水産施設災害復旧費、そして、108ページ・109ページの土木施設災害復旧費、農業の方では上の方が1,050万、下の施設の災害復旧費が1,400万、そして、土木施設災害復旧費の方は1,900万、こう減額しているわけなんです、この減額しているのは次年度に繰り越してまたやっていただけるのか、また請負金額が減額いうんですか、なったから減額するのか、そこらを答えていただきたいと思うんですが。

○議長（上田 正君） 島本産業部長。

○産業部長（島本俊明君） 災害復旧工事の事業費の件でございます。これは去年の7月の集中豪雨があった件なんですけれども、当初一週間で事業費、事業カ所を報告しなければなりません。そういった関係もございまして、うちでまわった分、被災者からの報告の分そういった分合わせて概算で事業費を出しております。その後、農地では負担金等もございまして、地主さんが災害復旧として申し出がなかったということもございまして。それから、先ほど言われておりました事業費の確定ということが、入札していることもございます。

農業施設の災害復旧費でございますが、これも一緒でございます。概算で出しておりますので、事業費確定で差が出ております。

以上でございます。

○議長（上田 正君） 幸野土木建築部長。

○土木建築部長（幸野 潔君） 土木の方からも先ほど申し上げましたように、104カ所を今年度やるというふうに決めておりまして、ただ3カ所については繰り越しでございますけれども、繰り越しの予算というのは減額した78,361の中でということになっています。

○議長（上田 正君） いいですか。この際、暫時休憩いたします。10分間休憩します。

（休憩 11時20分）

（再開 11時31分）

○議長（上田 正君） 休憩を解いて会議を再開します。

その前に福祉保健部長からの申し入れがありますので許します。

はい、徳永福祉保健部長。

○福祉保健部長（徳永信幸君） 先ほどの山木議員さんに回答いたします。

45ページの保育料の滞納額につきましてでございますけども、1月末現在で、2,523万9,261円でございます。で、今入っているのが241万8,976円でございます。

以上で終わります。

○議長（上田 正君） それでは質疑に入ります。

質疑ありませんか。

はい、18番 沖也寸志議員。

○18番（沖 也寸志君） 沖でございます。失礼いたします。

私はちょっと全般的なことを尋ねてみたいと思うんですが、この補正予算、減額、減額、減額で、それは成績として見た場合には、非常にそりゃよいことかもわかりませんが、当初予算をこの議会の中で議決をしておるわけでございます。それは途中、災害等々まあいろんなこともありますし、その辺の対応ということもありますけれども、これだけの入札執行残等々ということ考えますと、これはあの結局業者を泣かしたとるんということにもまあつながるんじゃないかなという、平たく言えば。で、今皆さんも御存じのように、もうほんとにこの江能4町の商工業の、もう衰退は著しいものがありまして、商工会の加盟の件数も年々減ってきておる状況でございます。そしてまた、ふえることがまあないということでございますが、その中で当初の予算をこれだけのものを議決しておるのにもかかわらず、これだけの三角、減額ということになれば、例えば、いろんなところからのいろんな要望があって、例えば道路にしろ、急傾斜にしろ、じゃあそういうところに振りかえるようなことを考えたことがあるのか、またそういうことは法律上無理ということなので、特に三角にして、減額にして、で、22年度の当初予算に回す予定でおるのか、その辺のところを、もう全体的なことではございますが、答弁をいただきたいと思います。

○議長（上田 正君） 酒永総務部長。

○総務部長（酒永光志君） 失礼いたします。

全般的な予算の関係でございますけれども、平成21年度におきましては、6月補正、これは平成20年度の後半、3月補正にやはり経済対策でありました。で、それと、21年度の6月補正、9月補正、またこのたびの2月補正で、随分の事業を執行予定となっております。で、その時点でかなり、入札をする段階で、交付金に上積みをして、一般財源を無理をして上積みをして、いわゆる設計を組まさせていただきます。議員さんの方から業者の締めつけではなかろうかということがございました。我々は決してそういう業者の締めつけいうんじゃないんですね、いわゆる指名競争入札の段階において、適正な設計等に基づいて、これは先般も申し上げましたが、市長の方で歩切りと言いますか、それはもう行わないように入札に対処しております。しかし、入札の結果ですね、いわゆる落札率が80数%、半ばだったと思うんですが、そのぐらいのことになって、結果的には16%ほど切ってますね、落札をしたようなかっこうになっております。その分が今回このような減額補正になっておるのは事実であります。

今後、そこらあたりのいわゆる最低制限価格の関係につきましては、今後、国、県で

もですね、論議をされておるところでありますけれども、先般の議会でも申し上げましたように、本市では最低制限価格が75%のところを現在は80%から85%の間に設定できるようなことにしております。そこらあたりを御理解をいただきたいと思います。

3月補正です、2カ年にわたって6億円台の補正減が出たということはですね、これはやはり反省すべきところは反省するというので、ただ、本年の場合はですね、何回もの国の経済対策等に基づいてこのような残額が生じたということを御理解いただきたいと思います。

終わります。

○議長（上田 正君） 18番 沖議員。

○18番（沖 也寸志君） 2カ年にわたってこの6億円台の減額ということでございまして、また、入札等々については適正に処理をされておるし、また、75%を今85%に引き上げということでございますが、予算を全部使い切れということではございませんで、よく耳にする言葉が、選択と集中という言葉がございまして。その選択と集中の中で、これだけの、6億円の減額に成功したといえいいんでしょうか。無理やり6億円台に載せてきたという方が、私は正しいんじゃないかと思っておりますが、その中でもう一度お尋ねいたしますが、法律上の問題でその事業を振りかえることはできないのか、また、いろいろと各地区からの要望等々もありますが、そういう要望というのは、地域の住民が一番やっていただきたい、そういうことをちゃんとしていただいたのであれば、災害も未然に防げるのではないかとこのところが多々あると思うんですが、その何回もちょっと同じようなことを言いますけれども、その減額、減額だけじゃなしに、そういうようなところに対応してきたのか、また、今からはどういうふうに対応をしていかれるのか、その辺をいま一度教えてください。

○議長（上田 正君） 酒永総務部長。

○総務部長（酒永光志君） 大変難しい質問でございますけれども、基本的に法的に、例えば、余った予算をほかに使うということは、これは市長の執行権の範疇で、これは可能です。できないことはございません。500万円余ってる、じゃあ道路の補修費500万余った、じゃあほかのところでは要望があったら、あそこに使おうということになれば、それは支出可能でございます。ただ、今回ですね、やはり財政厳しい折で、基本的には一般財源を残していきたいということで頑張っておりました。その関係で、今回、財政調整基金もですね、3億6千数百万円ほどいわゆる減額できたということでですね、財源に余裕が、余裕といいますか、財源が残すことができたということは御理解をいただきたいと思います。

また、それぞれですね、地域からの御要望、また、議員さん方の御要望等につきましてはですね、今回、何回も申し上げておりますけれども、この国の経済対策等によりましてですね、随分とそこらあたりはクリアさせていただいたと思っております。

ただ、まだまだですね、先般の議会でも御指摘ありましたように、それぞれの市道、農道等ですね、やはりこわれたところ、目が行き届いてないところがたくさんあるという御指摘をいただいておりますので、今後そこらあたりについて整備をしていかなければならないとこのように考えております。

○議長（上田 正君） 18番 沖議員。

○18番（沖 也寸志君） 済みません、ありがとうございます。

最後でございますが、国がちょっとぶれると申しますか、不安定な要素がございます、なかなか先行きの見通しが立たない中、この我々地方行政というのは非常に厳しいところに立たされておるとは思いますが、その中ですね、お金を使い切れれば使い切って怒られる、残せば残して怒られる、そういう我々議員は非常にわがままなんでしょう、ただ、我々は市民の声を代表として行政に届けるのが我々の職務でございます。優秀な市職員のエキスパートの方々がいらっしゃいますから、次の予算がどのようになるか、これまた今から慎重審議の過程でございますが、ほんとに遺憾なきように物事を進めていただきたいと思います。

終わります。

○議長（上田 正君） ほかにありませんか。

7番 沖元大洋議員。

○7番（沖元大洋君） 今日は、質問をすまいかと思いましたが、先ほどから説明員の方の説明を聞いておりますと、どうも釈然としない。と申しますのは、全員協議会等いろいろ会合がありまして、その席上、先日も言いましたけれど、何々を廃止、何々を廃船、何々を廃校、何々を中止、もう案件を見るとほとんど、今、沖議員がおっしゃられたように、減額、削減、切り捨て、これぞまさしく弱者の切り捨ての、行政の今の姿勢だと思うんですよ。我々が6年前に4町合併を聞いたときに、これを一番怖れた課題なんです。地域平等の格差、ね、弱者の切り捨て、でも、そのときに、行政の当時の首長は口を揃えて、そのようなことは決してあり得ないと、また、4町合併すれば財源も豊かになるし、今のままでは4町はいわゆるなくなってしまいますという観点からこの合併が始まったのであって、合併後わずか5年でこのように減額、減額。先日も全員協議会のときに、12億浮きました。汗を流して一生懸命働いて、サービスを現状維持にして、12億予算が余ったのなら立派なもんです、偉いもんですと言いたいけれども、切り捨てれば何十億でも予算は余るん、そんなもん子供が見たってわかるんですよ。そうしたところから、ああ私は、先日も総務委員会を招集をお願いいたしまして、今の一般競争入札に対しての疑問を解消したく委員会を開いていただき、今、部長、あなたが言われたように、25%から15%まで落としておられますと、ゆくゆくは10%まで入札最低価格を落としますよと、こう申しておられますけれども、これはあんまり一般入札だけであって、委託業務につきましては1円でもいいじゃありませんか、今の状態。ね、その1円でもいい状態をなぜ今言わないで、ただ見てくれのいい表現だけ、25%から15%まで落とす考えですよ。すべての入札を25%を10%に落としますいうんだったらば、今私手を挙げておりませんが、じゃないでしょ。委託業務は1%でしょ、1円でもいいんですよ。もう一回はっきり。

○議長（上田 正君） 酒永総務部長。

○総務部長（酒永光志君） はい、委託業務につきましては、最低制限価格を特別に設けておりません。国・県においてもですね、これは、委託業務については、最低制限価格は基本的に設けない。ただし、その業務の内容によって、製造につながるもの、請

負につながるものについては、今後その最低制限価格を設けるようにしようという通知をいただいております。本市においてもですね、それに従いまして、今後そういう委託業務の中にあっても、その製造とかですね、そういう業務につながるような委託業務につきましても、最低制限価格の導入をしていくということを今検討をしています。

○議長（上田 正君） はい、7番 沖元議員。

○7番（沖元大洋君） 旧町時代に広域行政として水道、ごみありましたところで、そのリレーセンターを、出発する時点で、ある業者が第1回目を47%ぐらいで落としたんですよ。市長も知っておってじゃろ思うん。そんときに私が自動車運送事業の89条、88条、87条で違反しとらせんかというのを引っ張り出して質問したところ、議会がとまって、そのような危険を冒してまで50%を割ったような料金体系で仕事したら、これは振りかえるのは市民に返ってくるんですよ。ね、その今でもおんなじなんですよ。今でもリレーセンターの管理とリレーは皆そういう状態でやとられるんですよ、ね。これには必ず家族もおる、家族もおられますし、従業員には妻子もいます、家庭もあります。困るのは市民なんですよ。江田島市を守っていかねばいけない市民が困るんですよ。この市民が困ってこの江田島市からいなくなったら、最終的には行政の皆さんも夕張のように50人じゃ80人じゃでやらなきゃならん、最終的にはえらい目するのは、皆さんがえらい目するんですよ。つらい目市民に負わせれば、はね返りは必ず行政はね返ってくるんですよ。税収もなくなるし、ね、そこら辺をよく考えてもう少し建設的に考慮し、市民がどのようにしたら平等のサービスを受けて、平等の安定した生活を受けられるのかいうことを考えておられるのかおられないのか、これからそのようにシステムを変えつつ、江田島市を守っていくという考えがあるのかないのか、もう一度お願いします。

○議長（上田 正君） 田中市長。

○市長（田中達美君） 今の入札の金額いうんですか、現在委託しとるものと入札と2つあると思うんですが、これいづれもコンサルとかそういうちゃんと設計業務の本職の方が設計業務をして、金額をはじいているわけなんです。で、入札をしとるのが、先ほど部長が説明しましたように、約80から85の間が大体最低制限価格となつとるわけなんです、そのぎりぎり80%ぐらいで落札をしとるんがかなりあるわけでございます。で、これを公平な入札をするわけで、それを高くせえとか、低くせえとかいうことは役所から当然まあ申し上げるわけにいきません。で、委託の場合については、先ほど総務部長が説明したように、中心的には人件費部分なことなんです、今議員が言われたように、1円でもいいんじゃないかとかいう、理屈の上では確かにそう、最低制限がないわけですから、1円でも落札いう、昔、皇居の天皇陛下が住まわれるところ、間組かどっかが何か1円か何ぼで落札したようなことがあったと思うんですが、それと同じ理屈が成立するわけなんで、それじゃあその、それをずっとそのままでいいんかいうと、現実に、1円とかそういうことで落札する業者さんはこれまでもなかったわけなんですけれども、半額に近いような金額で落札してる業者さんおるわけなんです。そうすると当然、その業者さんは一般的に考えると非常に低い金額で請け負うわけですから、仕事をするわけですから、多分つらいと思います。ただ、それはなかなか、その金額がほんとにつ

らいとかやりにくいかいということが、個々の業者さんの経営力いうんですか、経営体質とかそういうものによって相当なやっぱり開きがありますので、あっ、この業者じゃったらこれでいいと、この業者やったらもっと高こうせないけんということが、実はなかなか判断がしにくいですけども、一般的な常識から言いますと、半分を下回るような金額いうのは、余り適当じゃないんじゃないかというような気がしよります。ま、そういう面で、沖元議員が言われたように、これは理屈の上では1円まで下げられるじゃないかということですが、それはあまりにもひどいんじゃないかという考えじゃないんか思うんですけども、まあふみこんでですね、委託契約する部分をですね、例えば半額ぐらいまでのところまで最低制限価格設けることは、市の方でそれは設定できる話なんで、もう少しそのあたりはですね、議論を詰めてですね、勉強したいと思います。

それと、土木関係等のその請負に最低制限がある部類についてはですね、先に沖議員さんが言われたように市内の業者さんが非常に疲弊しとるっていう話があったんですけども、実は江田島市の場合は、請負に関するのは、工事についてはですね、指名入札でしております。大きい市町はですね、一般競争入札でしとる場合がありますけども、これはもうどこからでも入ってくるようなことになりますので、江田島市はむしろ今の時点では競争原理を排除しとるんじゃないかいうんで、外部の、例えば外部からそういう話をされると非常につらいことになるんですけども、今市内とか外部の方から江田島市の入札の方法は余りにも保護主義、地元保護主義じゃないかという声が上がっていませんので、実は黙って静かに現在の市内の業者さんを指名するようにしておりますので、そこらはできるだけそっとしておいてもらえれば、今の市内の業者さんを指名することができますので、その部分はできるだけそっとしていただきたいと思います。

沖元議員が言われた1円でもというのは、確かに感情的にだれが考えても変な話じゃないかということになりますんで、これからちょっと検討をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（上田 正君） 7番 沖元議員。

○7番（沖元大洋君） まあ市長さんの答弁を聞いておると、市には市のつらいところがあると。でも、町中を見ますと、もう既にこの我々が選挙を終えてから2社、3社、4社倒産をしておる、まあまあそれは建設業者だけではないんですが、主立った島の産業の業者さんが倒産をされておる。全く背水の陣で皆さん臨まれておるんですよ。して、ここで手を差し伸べてもらわにゃいけんのは、もう行政に頼るしかないんですよ。そういう状況に置かれた業者さんは。それで今部長にもう一度聞いてみるんですが、20%、約20%ぐらいのいわゆる残しで仕事されておると。基本的には20%まだお金が残つとると、こういうことでしょ。ね。うちらだってようけとりよらんのに、20%残つとるじゃないですか。なぜその20%もう少し有意義に活用して、市民に安心・安全な生活を、夢を与えるような施策をやらないのか。部長一言。

○議長（上田 正君） 酒永総務部長。

○総務部長（酒永光志君） 入札残の関係でございますが、我々は今の財政的に非常に厳しいと申し上げました。その中でできるだけこれからの対策等に残していかなければいけないという財源、これらもやっぱり考えていなければいけないところだろうと思

います。基本的に、入札をしましてそれに残が出た場合はですね、職員のみんなには上の方から、入札残は安易に、例えば設計変更をすることなく残すようにということで仕事をしております。で、その残った財源につきましては、過去、これ一般会計でもですね、6回の補正をやってきております。その補正で必要な一般財源としてこれは活用をさせていただいております、これが毎年続いておる状況でございます。

よろしくお願いたします。

○議長（上田 正君） ほかにございませんか。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第27号「平成21年度江田島市一般会計補正予算（第6号）」を起立により採決をします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩といたします。

13時から再開をいたします。

（休憩 11時58分）

（再開 13時00分）

日程第6 議案第28号

○議長（上田 正君） 休憩を解いて会議を再開いたします。

日程第6議案第28号「平成21年度江田島市老人保健特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

この際、議案の朗読は省略をいたします。

直ちに提出者からの提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第28号「平成21年度江田島市老人保健特別会計補正予算（第2号）」でございます。

平成21年度江田島市の老人保健特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,800万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,129万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出

予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。
内容につきましては、福祉保健部長をして説明申し上げます。
よろしく申し上げます。

○議長（上田 正君） 徳永福祉保健部長。

○福祉保健部長（徳永信幸君） 議案第28号の説明をします。

このたびの補正は4,800万円を一般会計へ繰り出すために行うものです。

初めに歳入ですが、118・119ページをお願いします。

5款繰越金1項1目1節前年度繰越金4,800万円の増額補正、これは繰越金が確定しているためです。

次に、歳出ですが、120・121ページをお願いします。

4款諸支出金2項1目一般会計繰出金4,800万円の増額補正、これは一般会計へ繰り出すためのものです。

以上で説明を終わります。

○議長（上田 正君） これで提案理由の説明を終わります。

質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第28号「平成21年度江田島市老人保健特別会計補正予算（第2号）」を起立により採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第29号

○議長（上田 正君） 日程第7議案第29号「平成21年度江田島市介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算（第4号）」を議題といたします。

この際、議案の朗読は省略をいたします。

直ちに提出者からの提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第29号「平成21年度江田島市介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算（第4号）」でございます。

平成21年度江田島市の介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算（第4号）は、

次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,120万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億2,006万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

内容につきましては、福祉保健部長をして説明申し上げます。

よろしく申し上げます。

○議長(上田 正君) 徳永福祉保健部長。

○福祉保健部長(徳永信幸君) 議案第29号の説明をします。

このたびの補正は主に給付実績見込みによる増減を行うものです。

初めに、歳出の主なものは、130・131ページをお願いします。

1番上、1款総務費1項1目一般管理費職員給与費を380万円の減額、これは育児休暇職員1名分を減額するものです。

132・133ページをお願いします。

1番上、2款保険給付費1項1目居宅介護サービス給付費300万円の減額、その下、5目施設介護サービス給付費3,000万円の減額、一番下、2項1目介護予防サービス給付費500万円の減額、以上の減額は実績見込みによるものでございます。

134・135ページをお願いします。

中段、4款基金積立金1項1目介護給付費準備基金積立金318万7,000円の減額、これは補正に伴う剰余金の精算により減額するものです。その下、5款地域支援事業費2項1目介護予防特定高齢者施策事業費352万円の減額、これは実績見込みによるものです。

次に、歳入の主なものについて、126・127ページをお願いします。

一番上、1款保険料1項1目第1号被保険者特別徴収保険料795万6,000円の減額、これは収入見込みによるものでございます。2段目、3款国庫支出金1項1目介護給付費負担金610万円の減額、1番下、4款支払基金交付金1項1目介護給付費交付金1,140万円の減額。

128・129ページをお願いします。

1番上、5款県支出金1項1目介護給付費負担金625万円の減額、3段目、7款繰入金1項1目介護給付費繰入金475万円の減額、以上の減額はサービス給付費の減額によるものです。

一つ飛ばしまして、4目その他一般会計繰入金699万9,000円の減額、これは、育児休暇職員1名分と事務費の減額によるものです。

以上で説明を終わります。

○議長(上田 正君) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

はい、6番 片平議員。

○6番（片平 司君） 説明は今受けたんですけど、ちょっと理解が不足しておるところを補うてもろて。

まず126ページの1款1項1の790万の減と、その下の250万の収入の減少ですよねえ。これは、例えば、被保険者が初期に思うとったよりは少なかったということになるんですかね。

○議長（上田 正君） 徳永福祉保健部長。

○福祉保健部長（徳永信幸君） これはあくまでも当初予算の見込みが甘かったというものでございます。ですから少なかったと。

○議長（上田 正君） 6番 片平議員。

○6番（片平 司君） それとですね。132ページの、ここに給付費が各項目にあるわけなんですけど、かなり減額しているわけなんですけどね。サービスは、例えばこの2款の1項の5の施設介護サービスなんかまあ約3,000万なってるわけなんですけど、その上の居宅介護サービス300万とかね。そうしたら居宅介護サービス、そんならホームヘルパーなんかやと思うんですけど、そういうふうなサービスを減ったんじゃないかと思うんですけど、その下なんか療養型じゃと思うんですけどね。非常に大きく減額になってるんですけど、それはまあ喜ばしいことかどうか私はちょっとわかりませんが、その辺のね、見込み、当初予算との見込みが大きく、大分ずれてるんじゃないかと思うんですけど、そこちょっと詳しく説明してもらえたらと思うんですけど。

○議長（上田 正君） 徳永福祉保健部長。

○福祉保健部長（徳永信幸君） 当然当初はですね、サービス費は多く見積もっております。足らなくなったら困りますので。その関係上、まあ減額が多かったというものでございます。

○議長（上田 正君） 6番 片平議員。

○6番（片平 司君） 当初と、まあ1年もたちゃあね、いろいろと変わると思うんですけど、特に居宅サービスとか施設介護なんかがね、減ってるわけで、ちょっと心配なんですけど、その辺がもうちょっと、例えばホームヘルプサービスなんかの充実ができちゃあ、まだこれが減るといことがなかったんじゃないかと思うんですけど、その辺はどうなんですかねえ。

○議長（上田 正君） 徳永福祉保健部長。

○福祉保健部長（徳永信幸君） 別にこれは、どう言うんですか、サービスが減ったからどうのこうのいうんじゃないしに、やっぱり当初見積もりというのはやっぱりサービス料は高目にみて、歳入は少な目にみるというのは基本でございますので、その関係上減ったというものでございます。

○議長（上田 正君） はい、ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第29号「平成21年度江田島市介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算（第4号）」を起立により採決をします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第30号

○議長（上田 正君） 日程第8議案第30号「平成21年度江田島市介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

この際、議案の朗読は省略をいたします。

直ちに提出者からの提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第30号「平成21年度江田島市介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計補正予算（第3号）」でございます。

平成21年度江田島市の介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ175万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,787万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

内容につきましては、福祉保健部長をして説明申し上げます。

よろしく申し上げます。

○議長（上田 正君） 徳永福祉保健部長。

○福祉保健部長（徳永信幸君） 議案第30号の説明をします。

このたびの補正は主に介護支援専門員3名分の予算に対しまして、2名分しか確保できなかったために、1名分を減額するものです。

初めに、歳出について、144・145ページをお願いします。

上の段、1款事業費1項1目居宅予防支援事業費328万5,000円の減額、内訳としまして、報酬192万円の減額、共済費52万5,000円の減額、委託料84万円の減額となっています。

その下、2款諸支出金2項1目介護予防支援事業運営基金費153万1,000円の増額、これは補正に伴い歳入超過分が生じたので積み立てをするものです。

次に、歳入について、142・143ページをお願いします。

上の段、1款サービス収入1項1目介護予防給付費収入150万円の減額、これは実績見込みによるものです。

その下、5款諸収入1項1目雑入25万4,000円の減額、これは1名分の社会保険料の減額によるものです。

以上で説明を終わります。

○議長（上田 正君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第30号「平成21年度江田島市介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計補正予算（第3号）」を起立により採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第31号

○議長（上田 正君） 日程第9議案第31号「平成21年度江田島市住宅新築資金等貸付事業特別会補正予算（第1号）」を議題といたします。

この際、議案の朗読は省略します。

直ちに提出者からの提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第31号「平成21年度江田島市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）」でございます。

平成21年度江田島市の住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ305万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億105万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

内容につきましては、市民生活部長をして説明申し上げます。

よろしく申し上げます。

○議長（上田 正君） 西山市民生活部長。

○市民生活部長（西山弘行君） 議案第31号の内容について説明をいたします。

150ページをお願いいたします。

このたびの補正は、前年度繰越金の確定と一括繰り上げ償還3件があった分であり
ます。

1目の繰越金28万円の増額になり、28万1,000円となっております。

1目貸付金元利収入277万2,000円の増額で、4,045万3,000円とな
っております。今のは歳入でございます。

歳出の方としまして152ページをお願いいたします。

歳出ですけれども、1目元金が305万2,000円の補正の増額で、9,005万2,
000円となっております。

市債償還金でございますけれども、305万2,000円の増額となっております。
これは先ほど言いました3件の一括繰り上げ償還が行われたための償還金の増額ござ
います。

以上で説明を終わります。

○議長（上田 正君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第31号「平成21年度江田島市住宅新築資金等貸付事業特別会計補
正予算（第1号）」を起立により採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第32号

○議長（上田 正君） 日程第10議案第32号「平成21年度江田島市公共下水道
事業特別会計補正予算（第6号）」を議題といたします。

この際、議案の朗読は省略します。

直ちに提出者からの提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第32号「平成21年度江田島
市公共下水道事業特別会計補正予算（第6号）」でございます。

平成21年度江田島市の公共下水道事業特別会計補正予算（第6号）は、次に定める

ところによる。

(繰越明許費)

第1条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

内容につきましては、土木建築部長をして説明申し上げます。

よろしくお願いいたします。

○議長(上田 正君) 幸野土木建築部長。

○土木建築部長(幸野 潔君) 議案第32号につきまして、次ページの30ページをお開きください。

繰越明許費でございます。

これは下水道事業費に係る繰り越しとしまして、2月補正で議決いただきました、きめ細かな臨時交付金事業につきまして全額を繰り越しするものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長(上田 正君) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第32号「平成21年度江田島市公共下水道事業特別会計補正予算(第6号)」を起立により採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第33号

○議長(上田 正君) 日程第11 議案第33号「平成21年度江田島市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)」を議題といたします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに提出者からの提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長(田中達美君) ただいま上程されました議案第33号「平成21年度江田島市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)」でございます。

平成21年度江田島市の農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定め

るところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ278万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,923万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

内容につきましては、土木建築部長をして説明申し上げます。

よろしく申し上げます。

○議長(上田 正君) 幸野土木建築部長。

○土木建築部長(幸野 潔君) 議案第33号につきまして、明細書の160ページ・161ページをお開きください。これで説明します。

歳出でございます。

右端の説明欄にございますように、受益者分担金の前納が見込みより大きく、報奨金が22万円不足となる一方で、浄化センターの電気代や委託料の執行残がありまして、差し引き278万円の減額補正となります。

前ページの歳入をごらんください。

歳出の減額に伴いまして一般会計からの繰入金と同額、減額補正するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長(上田 正君) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第33号「平成21年度江田島市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)」を起立により採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第34号

○議長(上田 正君) 日程第12議案第34号「平成21年度江田島市宿泊施設事業特別会計補正予算(第3号)」を議題といたします。

この際、議案の朗読は省略をいたします。

直ちに提出者からの提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第34号「平成21年度江田島市宿泊施設事業特別会計補正予算（第3号）」でございます。

平成21年度江田島市の宿泊施設事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

内容につきましては、産業部長をして説明申し上げます。

よろしく申し上げます。

○議長（上田 正君） 島本産業部長。

○産業部長（島本俊明君） 議案第34号「平成21年度江田島市宿泊施設事業特別会計補正予算（第3号）」について、説明いたします。

補正予算書の36ページをお願いいたします。

第1表 繰越明許費でございます。

2月15日開催の臨時会で御承認いただきましたきめ細かな交付金を活用した能美海上ロッジ下水道接続工事、また経済危機対策臨時交付金を活用した能美海上ロッジ送迎車両の2件545万5,000円について繰越明許費をお願いするものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（上田 正君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番 野崎議員。

○8番（野崎剛睦君） 繰越明許費が各補正予算で出ているわけなのですが、繰越明許費は今から委員会で審議される予算書の中にですね、平成22年度の予算書の中に、各、これみんな載ってくるわけなんですか。そこをちょっと説明してください。

○議長（上田 正君） 酒永総務部長。

○総務部長（酒永光志君） 繰越明許費につきましては、当初予算と別物でございますので、これは載ってきません。予算書には載ってきません。

今後は今の会計管理の方ですね、平成21年度予算の繰り越し事業分として台帳整理をして、その中で整理をしていくということになります。

○議長（上田 正君） いいですか。ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第34号「平成21年度江田島市宿泊施設事業特別会計補正予算（第3号）」を起立により採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第35号

○議長（上田 正君） 日程第13議案第35号「平成21年度江田島市公共下水道事業（能美地区）会計補正予算（第4号）」を議題といたします。

この際、議案の朗読は省略をいたします。

直ちに提出者からの提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第35号「平成21年度江田島市公共下水道事業（能美地区）会計補正予算（第4号）」でございます。

内容につきましては、土木建築部長をして説明申し上げます。

よろしく申し上げます。

○議長（上田 正君） 幸野土木建築部長。

○土木建築部長（幸野 潔君） 議案第35号につきまして、予算書の1ページをごらんください。

第1条 平成21年度江田島市公共下水道事業（能美地区）会計補正予算（第4号）」は、次に定めるところによる。

第2条といたしまして、収益的収入について313万4,000円減額、支出につきまして、316万円減額。

次に、第3条として、資本的収入として986万3,000円の減額、支出につきまして478万5,000円の減額。

また、この収支の不足分507万8,000円を企業会計では減価償却費関係の損益勘定留保資金で補填することとしておりますので、それぞれ金額補正しております。

次に、第4条として職員給与費を97万9,000円減額。

次ページ第5条として、一般会計補助金を28万5,000円減額補正するものでございます。

内容につきましては、3ページを開いていただきまして、まず収益的収支でございます。下側の支出の表をごらんください。

1項営業費用は電気代や前年度の資産確定に伴う減価償却費が減となる一方で、5目の普及促進費は分担金の一括納付が見込みよりも多かったことから前納報奨金が増額となりました。

2項営業外費用は支払利息等が借り入れ見込み額の減少により減額となるものでございます。

上側の収入の表をごらんください。

2目一般会計負担金は繰出基準に基づき減額し、一般会計補助金は収支バランスをとるために28万5,000円の減額補正をいたします。

次ページをお開きください。資本的収支でございます。

下側の支出の表をまずごらんいただき、1項建設改良費につきましては、整備費の執行残、2項償還金は借上げ期間の調整により増額。上側の収入の表を見ていただきますと、1項企業債、5項負担金の減額につきましては、先ほどの支出の整備費の減額によるものでございます。

次ページ、5ページをごらんください。

職員給与費は備考欄にありますように、扶養手当の変更と時間外縮減により97万9,000円減額補正するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（上田 正君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

16番 山木議員。

○16番（山木信勝君） 1ページのですね、1ページの企業債500万の減額がありますね。これについてはですね、予算第5条に定める企業債の限度額を次のように定めると、この文章がこの後いるんじゃないんですか。お伺いします。

○議長（上田 正君） 幸野土木建築部長。

○土木建築部長（幸野 潔君） 予算に限度額を定めておるのは、ここにあります4条の職員給与費と5条の一般会計補助金につきましては、額を当初予算で定めておりますけれども、企業債については限度額を当初予算に定めてないという認識でおりますけど、おります。

○議長（上田 正君） 16番 山木議員。

○16番（山木信勝君） 予算第5条にですね、定めた企業債の限度額と、この事項が要るんじゃないですか、じゃが。企業債の変更があったんですから。500万の減額があったんですからね。5条関係に。

○議長（上田 正君） ちょっと休憩します、休憩。

（休憩 13時39分）

（再開 13時45分）

○議長（上田 正君） 休憩を解いて会議を再開します。

今の答弁で、大越企業局長。

○企業局長（大越静博君） 失礼します。

私どもの水道の企業会計を長年扱っている者に今指導を受けました。

事業の大幅な増額により企業債が増額する場合は、その最高の額でもって変更をかける上限額を定めるものですが、このたびのように減額してその企業債が減る場合には、

当初予算で定めた中の、内数の中で執行してよいということです。

改めて減額しなくても、その内数の中で執行すればよいという指導を受けました。減額の場合。

○議長（上田 正君） 16番 山木議員。

○16番（山木信勝君） 減額の場合でもね、今までやっとなんですよ。やっとなんよ。間違いないよ。これをやるのは普通よ。ほいじゃが。

○議長（上田 正君） 大越企業局長。

○企業局長（大越静博君） 時間を改めてもう一度丁寧に説明させていただきませんか。申しわけないです。

○議長（上田 正君） 幸野土木建築部長。

○土木建築部長（幸野 潔君） 今、当初予算に記載がなかったというのは誤りでした。企業局長が補足説明いただいたように、限度額であれば、以内であれば、改めて議決をいただくことになっていないということです。御理解いただきたいと思えます。

○議長（上田 正君） 16番 山木議員。

○16番（山木信勝君） 理解できんですよ。限度額は減額でも限度額じゃから。何言ひよるんね、あんた。おかしいじゃないですか。

○議長（上田 正君） 酒永総務部長。

○総務部長（酒永光志君） 基本的にはですね、限度額内といえども、丁寧に、変更があった場合にはやっておくべきではなからうかと思えます。ただ、これがやっていないからといって違法性はないということをごさいますして、今後このように減額の場合でも丁寧ないわゆる議案の調整に努めてまいりたいと思えます。

○議長（上田 正君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第35号「平成21年度江田島市公共下水道事業（能美地区）会計補正予算（第4号）」を起立により採決します。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第21号

○議長（上田 正君） 日程第14議案第21号「江田島市職員の勤務時間、休暇等

に関する条例等の一部を改正する条例案について」を議題といたします。

この際、議案の朗読は省略をいたします。

直ちに提出者からの提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君）　ただいま上程されました議案第21号「江田島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例案について」でございます。

労働基準法及び地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴いまして、本市一般職の職員の時間外勤務及び育児休業等について、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第204条第3項及び第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、総務部長をして説明申し上げます。

よろしく申し上げます。

○議長（上田正君）　酒永総務部長。

○総務部長（酒永光志君）　議案第21号「江田島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例案について」説明をいたします。

議案書の6ページから10ページに改正条文を、11ページから17ページに新旧対照表を、また、18ページに参考資料として条例改正案の骨子をお示しをしています。

まず6ページをお願いをいたします。

第1条は、江田島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正で、休息时间及び時間外勤務代休時間の改正をしております。

第2条は、江田島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正でございまして、附則を削除をしております。

第3条は、江田島市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正で、1カ月に60時間を超える時間外勤務の支給割合の改正をしております。

第4条は、江田島市職員の育児休業等に関する条例の一部改正で、育児休業等の内容に関する改正をお願いをしております。

18ページの参考資料でこの条例改正の内容の説明をさせていただきます。

18ページをお願いいたします。

最初に、改正の理由でございます。

労働基準法及び地方公務員の育児休業等に関する法律等の一部改正に伴い、必要な規定の整備を行うものでございます。

次に、2の改正の内容でございます。

第1条の江田島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正でございますが、アの第7条関係の改正として、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の一部改正に伴い、保育士等の交代制勤務職員の休息时间について規定をするものでございます。

休息时间につきましては、我々一般職につきましては、休息時間は廃止となっておりますが、保育士等の交代制勤務職員につきましては、従来のおりということで残っております。これにつきましては、これを、休息時間を1日1回15分休息時間を与えるというものでございます。

イの第9条関係の改正としては、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、3歳に満たない子を養育する職員から請求があった場合は、公務の運営に支障がないと認められるときは、正規の勤務時間を超えて勤務しないことを承認しなければならないこととなります。いわゆる時間外勤務をさせることができないということをございまして、ただし、公務の運営に支障があると認めるときは、これは承認をしないとなっております。

ウの第9条の2の関係でございしますが、労働基準法の一部改正に伴い、1カ月に60時間を超える時間外勤務に係る時間外勤務手当の支給割合と本来の支給割合との差額分の手当の支給に代えて、正規の勤務時間においても勤務することを要しない日、または時間を指定することができるということをございまして、これは別図ということで、19ページの下を表をごらんいただきたいと思ひます。

そこに、月60時間を超えた時間外勤務手当の割り増し支給率と時間外勤務代休時間の仕組みを掲げております。0時間から60時間までは今までと同じでございします。60時間を超える者について、今まで割り増し率が1.25であったものを1.50となります。この差額の0コンマ25の部分に対しまして、残業時間、例えばここでは76時間やっておるということとなりますが、16時間掛けることの0コンマ25ということで計算をしますと4時間という時間が出てまいります。この4時間を代替休を指定をすることができるということになったものでございします。

18ページにお戻りください。

次に、第2条の江田島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正でございします。

これは平成18年に改正をしたものでございしますが、附則の第2項関係で、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、保育士等の交代制勤務職員の休息時間について本則に規定するので、この附則の経過措置を削除するものでございします。

次に、19ページでございします。

3条の江田島市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正でございします。

第19条関係で、労働基準法の一部改正に伴いまして、1カ月に60時間を超える時間外勤務に係る勤務手当について、支給割合を100分の150とするものでございします。0コンマ25上積みをされるということをございします。夜間につきましては、今までは100分の150でございしましたが、これを100分の175とするものでございします。また、1週間の正規の勤務時間を超える週休日勤務の振替に対する支給割合は100分の50となるものでございします。

なお、江田島市職員の先ほど代替休を指定した場合には、割増支給を行わないこととしております。

次に、第4条の江田島市職員の育児休業等に関する条例の一部改正でございします。

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、配偶者が育児休業をしている職員について、育児休業、育児短時間勤務及び部分休業することができるものとする。また、子の出生の日から一定期間内に最初の育児休業をした職員について、再度の育児

休業をすることができるものとするとなっております。

今までは1年の中において、例えば妻が産休に入ります。で、産後の8週間の中で育児休業を夫の方がとれることとなっていました。これ以外にももう一度この育児休業が1年2カ月の間でとれるものとなったものでございます。と同時に、妻と夫とも両方が1年2カ月の間のうち1年間はお互いに育児休業はとれるものと改正がなされたものでございます。

10ページにお戻りをいただきたいと思えます。

附則として、この条例は平成22年4月1日から施行します。ただし、第1条中、江田島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例、第9条の改正規定及び第4条の規定は平成22年6月30日から、第3条の規定は公布の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（上田 正君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

6番 片平議員。

○6番（片平 司君） お尋ねしますけど、育児介護休暇法というのがありますよね。あれとこれはどういうふうな違いが、どういうふうな関連があるんかちょっとわからないのですが。それと江田島市の職員のですね、育児休暇をとつとる職員がおるんかどうか。

○議長（上田 正君） 酒永総務部長。

○総務部長（酒永光志君） ちょっと育児介護法との関係につきましては、ちょっと勉強不足で申しわけありません。ここでお答えすることがしないので申しわけありません。それと、市の職員で育児休業をとっておる者はおります。これはほとんど女性の方が育児休業をとっております。まだ男性でとったことはございません。

○議長（上田 正君） はい、6番 片平議員。

○6番（片平 司君） 今、企業もね、育児休暇をとれとれ言いよるんじゃけど、なかなか難しい。これは公務員が率先して、まあ国とか県とかがとらないけんようなテレビや何か出てますけどね、江田島市もやっぱりそういうふうにやっていると、公の施設がやらなければ、なかなか民間が難しいんじゃないかと思うんですが、その辺どうなんですかね、部長から見て。

○議長（上田 正君） 酒永総務部長。

○総務部長（酒永光志君） 江田島市の次世代育成支援の関係もございますので、これにつきましては、申請があれば積極的にですね、使っていただくよう職員に通知またはPRをしておるところでございます。

○議長（上田 正君） 6番 片平議員。

○6番（片平 司君） まあ申請があればやけど、申請がなかなか、年休もとりにくいとかいうようなことをいろいろ聞くわけなんですけど、年休もとりにくいような職場で、休暇をとるというようなことはとてもじゃないけど言えないんじゃないかと思うんですね、その辺をねえ、やっぱり考えてもらわにやあできのじゃないかと思うんですけどね。

○議長（上田 正君） 酒永総務部長。

○総務部長（酒永光志君） 育児休業の関係につきましてはですね、御心配いただきありがとうございます。これにつきましては、職員ほとんどの産前産後が終わればですね、公務員の場合は3年間育児休業をとることができるんですが、まあ長い人では3年まるまるとられる方もいますし、その部分について、こういう言い方はおかしいかもわかりませんが遠慮なくとっておられます。

○議長（上田 正君） 16番 山木議員。

○16番（山木信勝君） 19ページの説明なんですがね、上から4行目から6行目まで、これについては、去年の11月の臨時議会でね、これやっとなる思うんですが、私の間違いでしょうか。

○議長（上田 正君） 酒永総務部長。

○総務部長（酒永光志君） 1カ月に60時間を超えるものについては、やっていないと、ちょっと私記憶しておりますが。

○議長（上田 正君） 休憩しましょうか。ちょっとこれから10分ほど休憩します。

（休憩 14時04分）

（再開 14時15分）

○議長（上田 正君） 引き続きて本会議に入ります。

まず酒永総務部長。

○総務部長（酒永光志君） まことに申しわけございません。私が自信を持っていったことが記憶違いでございまして、議員の御指摘のように60時間を超える部分については前回の改正でやっておりました。今回の改正についてはそれに対して、割増支給率関連の関係をやっておりますので、これについて総務課長の方から説明をさせていただきます。

○議長（上田 正君） 土手総務課長。

○総務課長（土手三生君） 先ほどの山木議員さんの質問にお答えします。

昨年11月に60時間以上の部分について、100分の150の改正はやっておりました。で、それで今回ですね、その改正をやったんですが、さらに次の改正が加わりまして、その次の新たに加わった改正というのがですね、土曜日に出勤して振りかえをした場合ですね、それが100分の50に新たに変わったということで、その部分が加わったということで、今回上程させていただいております。以上です。

それともう1点ですね、申しわけありません。13ページですね、新旧対照表になるんですが、下の段のですね、江田島市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正、第1条の下のですね、第9条第2項の改正がですね、第19条ということで誤っておりました。申しわけありません。今後気をつけますのでよろしくお願いいたします。

議長（上田 正君） はい、わかりました。ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第21号「江田島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例案について」を起立により採決をします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第22号

○議長(上田 正君) 日程第15議案第22号「江田島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について」を議題といたします。

この際、議案の朗読は省略をいたします。

直ちに提出者からの提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長(田中達美君) ただいま上程されました議案第22号「江田島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について」でございます。

国民健康保険法施行令等の一部を改正する政令が平成21年11月27日に公布され、平成22年1月1日から施行されたこと等に伴い、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、福祉保健部長をして説明申し上げます。

よろしく願い申し上げます。

○議長(上田 正君) 徳永福祉保健部長。

○福祉保健部長(徳永信幸君) 説明の前にまことに申しわけございませんが、2カ所の訂正をお願いします。

まず初めに、23ページをお願いします。

中ほど(平成22年度以降の保険料の減免の特例)のところの保険料を保険税に訂正をお願いいたします。

もう1カ所は、31ページをお願いいたします。

一番上でございますが、(平成22年度以降の保険料の減免の特例)、これの保険料を税に訂正願います。

まことに申しわけございませんでした。

それでは、議案第22号の説明をします。

今回の改正は、国民健康保険法施行令等の一部を改正する政令が平成22年1月1日から施行されたこと、一部については、平成22年4月1日から施行されることにより、条例改正をするものでございます。

施行期日の違いから2条立ての改正としております。

21ページから23ページに改正条文を、24ページから31ページに参考資料としまして新旧対照表を添付しています。

初めに、24ページの第1条関係の改正から参考資料の新旧対照表により概略を説明します。

第3条の一部改正は、江田島市国民健康保険税条例の附則で、特例として所得割賦課の対象としていた附則。

26ページをお願いします。

右側の現行の附則第6項、その下が第7項、その下第8項。

27ページをお願いします。

1番下の12項。

28ページをお願いします。

上から第13項、その下第14項、その下第15項。

29ページをお願いします。

第16項、これを恒常的に賦課の対象とするために、この八つの附則を削除し、本則に加える改正となっています。

27ページをお願いします。

現行の附則第9項が第6項に、第10項が第7項に、第11項が第8項になるというものです。

25ページをお願いします。

第21条の第1号、第2号、第3号の改正は賦課の改正と同様に減額の対象になる所得に改正案の第3条の所得を加えたもので判断することとしたものでございます。

次に、第2条関係の改正につきまして、30ページをお願いします。

租税特別措置法第35条の2第1項を加えています。

この改正は、昨年5月の臨時議会において、平成22年4月1日から施行することとして、専決処分により報告させてもらった附則第6項の改正規定が、今回の改正案によりその附則第6項を削除することとなったために、改めて本則改正により追加するものでございます。

31ページをお願いします。

附則第9項の追加は、被用者保険の被保険者本人が後期高齢者医療制度に移行することに伴って、被用者保険の被扶養者から国保の被保険者となった者に係る保険税について、資格取得から2年間保険税の減免を行うというものを、当分の間減免するというものでございます。当分の間というのは、今、後期高齢者医療制度が廃止に向けて検討されておりますけれども、この後期高齢者医療制度の廃止までの間というものでございます。

23ページをお願いします。

附則としまして、施行期日等 第1条 この条例は平成22年4月1日から施行する。ただし、改正後の第1条の規定は平成22年1月1日から適用する。

適用区分としまして、第2条 この条例による改正後の国民健康保険税条例の規定は、

平成22年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成21年度分までの国民健康保険税については、なお、従前の例による、というものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（上田 正君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番 沖元議員。

○7番（沖元大洋君） 質疑はないんじゃないかね、もうちょっといいぐわいに順番にわかりやすく、あんたたちだけがわかっているようなやり方で、わかっている人はおりやせんで、行ったり来たり、行ったり来たり、行ったり来たり、もうちょっと、簡単にだれにでもわかるように、あんたらは本職やからわかる、わしら小学校も出とらんような者がわかるわけなかるまあ、いったりきたり。なぜか言うと、こういうものは専門的な知識がある人でもわかりにくいような案件だから、ね、普通の一般の方にでもわかりやすいようにとじ方をしたり、説明をしたりせんじや、ね、そういうこと努力してください。これが努力なんよ。

○議長（上田 正君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これから、議案第22号「江田島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について」を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第23号

○議長（上田 正君） 日程第16議案第23号「平成21年度江田島市手数料条例の一部を改正する条例案について」を議題といたします。

この際、議案の朗読は省略します。

直ちに提出者からの提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第23号「平成21年度江田島市手数料条例の一部を改正する条例案について」でございます。

広島県屋外広告物条例の改正に伴い、現行条例の一部を改正する必要がありますので、

地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、土木建築部長をして説明申し上げます。

よろしく申し上げます。

○議長（上田 正君） 幸野土木建築部長。

○土木建築部長（幸野 潔君） 議案第23号の説明をいたします。

次ページ33ページをお開きください。

このたびの改正は、江田島市が広島県の屋外広告物条例に基づく事務につきまして、市の手数料条例により手数料を徴収しておりますが、県条例が本年4月1日に改定されるに伴い、市条例の関係条項を変更するものでございます。

なお、当該事務は、屋外広告物の設置等の許可申請に係る事務で、この事務は県から平成18年4月1日に事務委譲されたものでございます。

次ページ34ページの参考資料をごらんください。

条例案の新旧対照表で、右側が現行、左側が改正案でございます。

市の手数料条例の別表第2に当該手数料を定めておりますが、この手数料を規定する県条例が市町への事務委譲の完了に伴いまして、一部改正されることから、県条例の改正される条項と表現に改正するものでございます。

再度、33ページに戻っていただきまして、附則としまして、この条例は平成22年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（上田 正君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第23号「平成21年度江田島市手数料条例の一部を改正する条例案について」を起立により採決をします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17・18 議案第24号・25号

○議長（上田 正君） 日程第17議案第24号「江田島市森林公園設置及び管理条例の一部を改正する条例案について」及び日程第18議案第25号「公の施設の指定管

理者の指定について」の2案を一括議題とします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに提出者からの提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま一括上程されました議案第24号及び議案第25号について提案理由の説明をいたします。

最初に、議案第24号「江田島市森林公園設置及び管理条例の一部を改正する条例案について」でございます。

行財政改革の推進のため、真道山森林公園の運営について、指定管理者制度を導入することに伴い、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

続いて、議案書38ページ、議案第25号「公の施設の指定管理者の指定について」でございます。

真道山森林公園について、社団法人江田島市シルバー人材センターを指定管理者として指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、産業部長をして説明申し上げます。

よろしく申し上げます。

○議長（上田 正君） 島本産業部長。

○産業部長（島本俊明君） それでは、最初に、議案第24号の「江田島市森林公園設置及び管理条例の一部を改正する条例案について」御説明いたします。

本件は、先ほど市長から提案理由で説明したとおり、真道山森林公園の運営について、指定管理者制度を導入することに伴い、条例の一部を改正するものであります。

36ページをお願いします。

江田島市森林公園設置及び管理条例の一部を改正する条例

江田島市森林公園設置及び管理条例の一部を次のように改正する。

改正する内容の1つ目は、現行条例の第7条を改めるもので、その内容は、第1項では、市長は森林公園の設置及び管理の目的を効果的に達成するために必要があると認めるときは、指定管理者に施設の管理を行わせることができるように規定したものでございます。

第2項は、使用料を利用料金に、市長を指定管理者に読みかえるための規定となっております。これは、指定管理者に施設の管理を行わせる場合、施設の使用料は指定管理者が利用料金として收受し、施設の利用許可は指定管理者が行うことになることからのものでございます。

2つ目は、現行条例に8条で指定管理者が行う業務、第9条で指定管理者行う管理の基準、第10条で利用料金の3条を新たに加えるための改正です。

また、附則として、この条例は平成22年4月1日から施行するものでございます。

なお、37ページに参考資料として新旧対照表を添付しておりますので御参照ください。

以上で、議案第24号の説明を終わります。

続きまして、議案第25号「公の施設の指定管理者の指定について」説明いたします。
39ページの参考資料で説明いたします。

資料の1 施設の名称は真道山森林公園です。所在地は能美町中町3420番地1で、平成5年に旧能美町が設置。管理棟、キャンプ場、オートキャンプ場、コテージ、野外ステージ、トイレ、駐車場などを備えた15,100㎡の施設でございます。

資料の2 指定管理者とする団体名 社団法人江田島市シルバー人材センターの概要は、代表者氏名 風呂井 侃、設立は平成4年10月20日、職員数6名、会員数230名でございます。指定管理者の業務の範囲は、40ページ。

資料の3の1 施設の維持管理に関する業務のほか、記載の業務のとおりでございます。

資料の4 指定期間は、平成22年4月1日から平成25年3月31日までの3年間でございます。

資料の5 指定管理料は年間250万円です。

資料の6 選定の理由ですが、社団法人シルバー人材センターは、他の施設での維持管理実績があり、会員数も多く会員の技能、知識が活用でき、真道山森林公園利用者の利便性、サービス向上につながり、安定した施設運営が見込まれるものでございます。

以上で、議案第24号、議案第25号の説明を終わります。

よろしく申し上げます。

○議長（上田 正君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから本2案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番 片平議員。

○6番（片平 司君） 今ですね、江田島市の中に指定管理者制度で行っとる施設、幾らあるのか。今ここの真道山森林公園は多分委託をしとるんじゃないかと思うんですが、その費用、とりあえず。

○議長（上田 正君） 正井副市長。

○副市長（正井嘉明君） 現在江田島市が指定管理者制度を導入しておりますが、どの程度かという御質問と、それから真道山森林公園に対しての委託料、これは後から産業部長が答えます。

まず、現在指定管理者制度を導入している施設は118施設ございます。そのうちですね、各漁協等に管理をお願いしている水産振興施設等がすべての94%を占めている。残りがですね、94%が漁協、118施設のうちですね、111施設はすべて各漁協にお願いしています。あと残りの施設、そうしますと7施設ですね、7施設のうち休暇村サービスが3施設、それから観光協会が1施設、さらに社会福祉協議会、社協の方に1施設。シルバー人材センターにこのたび、もう1施設お願いいたしますので2施設、このようにカウントしています。

以上でございます。

○議長（上田 正君） 島本産業部長。

○産業部長（島本俊明君） 現在、真道山森林公園は市の直営でやっております。嘱託員を雇用してやっております。

それから、幾ら経費がかかっているか、これは歳出が366万7,458円、歳入が87万9,927円、これ3年間の平均でございます。実質的な持ち出し分が278万7,531円となっております。

○議長（上田 正君） ほかにありませんか。

はい、6番 片平議員。

○6番（片平 司君） 4年前、私が江田島市議会のとて、たしか4年前に指定管理者制度が国の法律で決まったと思うんですが、そのときに、指定管理者制度について一般質問を6月の議会で行いましたが、江田島市の公の施設170という答弁だったと思うんですが、そのとき、市長も助役もまあその何もかも指定管理者制度に移行することは考えておらんいうふうな答弁であったと思うんですが、どうも今聞いてみると、118施設のほとんど移行しとるんじゃないかと、まあ、ただし、これは民間団体というよりはむしろまあ漁協とかシルバー人材センターで、まあまだ助かつとるなどは思うんですが、あまりにも市の公の施設をそういうふうなところに安易に投げ出すというのはいかなものかと思うんで、その辺はどうなんですか。

○議長（上田 正君） 酒永総務部長。

○総務部長（酒永光志君） 今118施設、そのうち漁協関係が111施設と副市長の方から説明があったわけでございますが、基本的に漁業施設というのは市が管理をするよりか、直接それを使用されております漁協さん、その公共的団体による管理をさせていただく方がベターと考えまして、そういう施設につきましては、直接産業に結びつく施設につきましては、指定管理させていただきました。その他、あと公民館とかですね、保育所とかいろいろ公の施設があるわけでございますが、これにつきましては、できるだけ直営で考えさせていただくというものでございます。ですから、この前、休暇村3施設、サンビーチ、ロッジ、温泉とこれをやらせてもらいましたけれども、あとは二、三の施設が、社協の部分につきましてもですね、これはいわゆる直接介護に結びつく施設なんで、これも社協が適切であろうと思います。

これ以上今後ですね、まだまだ指定管理というのは、国・県からの指導もございまして、考えていかなければいけないことだろうと思っておりますけれども、そこは慎重に考えていきたい、このように思っております。

○議長（上田 正君） はい、6番 片平議員。

○6番（片平 司君） 指定管理者制度というのもですね、小泉内閣のときの規制緩和の中で起こったことであって、現在はまた政治情勢変わつとるわけなんですね。そういう中でやっぱり公の施設は公が守らないけんというような観点に立ってもらって、まあこれ以上の指定管理者制度に移行するのは考えてもらいたいなと思います。

以上です。

○議長（上田 正君） ほかにありませんか。

7番 沖元議員。

○7番（沖元大洋君） まあこの漁業関係の管理施設が111、ざっと主立ったもの

でいいですからね、一般にわかるところ、ちょっとどういう施設か説明願います。

○議長（上田 正君） 酒永総務部長。

○総務部長（酒永光志君） 例えばこの近くで言えばですね、漁船の巻上げ施設、漁具倉庫、荷さばき所、漁船の給油施設等々でございます。

○議長（上田 正君） 7番 沖元議員。

○7番（沖元大洋君） じゃあ今の、用途外で使用されとる埋立地があるんですよ。漁具格納のための埋立地、県から漁業組合に委託されて、にっちもさっちもやぎろうしいもんじゃけ、この市の漁業推進センターが今管理しとる。そういうところで管理をしている場所で、地床をとっていわゆる職種違いの業者が居座つとる。埋め立て以来今まで大方40年になるわ、年間何億という利益あげとる。そのようなものに地床代をとって県の施設を貸してもいいんですか。それぞれに定められおるいうて、この間も課長が言われて、わしに条例持ってこい言うてもいまだに持ってこんのじゃけども、そういうのはどういうふう考えておるんですか。

○議長（上田 正君） 島本産業部長。

○産業部長（島本俊明君） これは柿浦のことですかね。これちょっと私ども今検討させてもらいますんで、また。

○議長（上田 正君） 休憩にしよ。休憩。

（休憩 14時48分）

（再開 14時50分）

○議長（上田 正君） 休憩を解いて会議を再開します。

はい、7番 沖元議員。

○7番（沖元大洋君） 私の頭がずれとるんかしらんけども、ね、こういうことがあってはいけんと思うんよ。だから今横に何かさつき片平さんが言われたように、何もかにも指定管理、指定管理で、それは一種のね、逃げ口上になるん、逃げよ。何かちゅうと逃げよう、私とこは責任ありませんよ、逃げ口上なのよ。それと、この真道山森林公園、おおよそ90%の市民は知らんじゃろう思うんですよ。一体どこにどのようにして、何のためにあるかいうの。そのようなものに年間250万円もかけて、いわゆるキャンプ場、オートキャンプね、いろんなものがあるけども、これ何ぼかかったか知りませんが、もう少し市民に大々的にアピールして、だれでも行ってからね、遊ぼうとか、子供を楽しませるとか、いわゆるキャンプしようじゃ、何しようじゃ、レクリエーションを楽しむ場をつくるのであれば、つくる以前に市民に猛烈なアピールをして、ここは恐らく私の認識じゃあ千本桜いうあの桜のあれがあったところじゃろ思うんじゃが、車さえ離合できんような場所だで、これ、はっきり言うて。軽トラックがようやく入れるところだよ。こらあちょっと、ナンセンスやと思うよな。そこら辺はどういう計画でやられるのか、部長でもええ、だれでもええ。

○議長（上田 正君） 島本産業部長。

○産業部長（島本俊明君） PRについては、また努めていきたいと思えます。

今、年間大体2,000人が利用をされております。そういった施設でございます。

また、車についても軽じゃなくて、入り口までは広い道路、公園の入り口はまあちよ

っと狭いですが、短い区間でございます。

以上でございます。

○議長（上田 正君）　じゃあこの件を頭に、後ちゃんと検討するということでええんじやろ。わかりました。

ほかにありませんか。

5 番 大石議員。

○5 番（大石秀昭君）　この真道山というのは、この江田島シルバーですか、これに決めたことに反対するんじゃないんですが、どういう経過で選ばれたのか、ここの真道山のテングス病を能美の町民一生懸命切って、今まで管理してきたんですよ。そうやってきれいになったけど一瞬と管理に投げるようなことをせずに、その町民がせんいうことであればやむを得んのですが、シルバーに決まった経緯を教えてください。

○議長（上田 正君）　島本産業部長。

○産業部長（島本俊明君）　テングス病の分については、林道の方でございます。それからシルバーに委託する理由でございますが、まず、経費の節減になるということが一つと、それから、利用者のサービス向上につながるということが、以上の2点でございます。

○議長（上田 正君）　5 番 大石議員。

○5 番（大石秀昭君）　それじゃあシルバーにやらしたら利用者の向上になるんか、シルバーが管理をしなきゃできないんですか、それは。そんなことはないと思うんで、町民が一生懸命汗水たらしてあの枝を切ってきれいにしてきて、それじゃあ市民が喜ぶことができないんですか、そこを答弁してください。

○議長（上田 正君）　島本産業部長。

○産業部長（島本俊明君）　今のテングス病については林道沿いの桜でございます。この真道山のキャンプ場ではございません。これが一つです。

○議長（上田 正君）　5 番 大石議員。

○5 番（大石秀昭君）　林道の管理はしないんですね。施設だけの管理ですか、今回は。施設だけの管理ならちょっと高いと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（上田 正君）　島本産業部長。

○産業部長（島本俊明君）　林道については林道でまたやります。これはあくまでもキャンプ場の方でございます。

で、キャンプ場の管理でございますけれども、先ほど申しましたように、歳出370万、歳入が90万ぐらいでございます。実質の持ち出しが278万7,000円です。シルバーにして管理料、これ250万、で、指定管理料を払うわけですが、約まあ30万の削減となります。

それから利用者のサービス向上についてでございますが、利便性とサービス向上についてでございますが、現在は市が嘱託員を雇って直営でやっております。で、9時から16時、週5日勤務でございます。火曜日と水曜日が休みでございます。それから、シルバーに指定管理者でお願いしますと9時から17時、週6日体制、火曜日が休みになります。それから時間、17時以降の対応も可能となります。それから維持管理費の節減

ができるということで、現行では3年間の平均で維持管理費委託料等が160万円用意しとりましたが、先ほども申しましたが、シルバーの会員にはいろんな特技、知識を持った方がおられます。で、樹木の剪定、草刈り業務、また簡単な修繕等はシルバーで直接できますので、経費削減、利用者へのサービスにつながるものと思っております。

○議長（上田 正君） これもう終わります。これ公園施設なんで、あの山と町と勘違いしておられるんで、後よう確認して、ね。もうあのあなたで3回目じゃから、済みませんが。

はい、ほかにありませんか。

はい、19番 新家議員。

○19番（新家勇二君） えーとですね、大体これ6名の職員が常時いるのかどうかとですね、これサンビーチにしても、国民休暇村サービスに委託しました。で、ここは今度シルバー人材センターの方に委託すると。さまざまな施設がいろんなところに委託をするということでですね、観光施設同士の連携とかがですね、はがれてこないかと、それぞれがそれぞれのやり方でやっていくとですね、自分ところだけさえうまいこといけばいいような感じになっていきかねないんですよ。だからそこらをですね、しっかりそれぞれの業者に言うていただいて、そのここもけっこう利用価値があるんですが、今までその管理されておる嘱託員の方もおったりおらんかったり、いつが休みなんかあいとるんかいうような不便ないう意味でも利用者が少なかったというところがあるので、その辺をよく話をされとるのかどうか、どうなんでしょうかね。そこらをお願いします。

○議長（上田 正君） 島本産業部長。

○産業部長（島本俊明君） これはあくまで職員でなくて、会員さんにあそこへ常駐してもらおうということでございます。

それから観光施設それぞれが連携をとるよという意味でだと思んですが、そこら辺はまたよく話をしてそういうふうにつながるようにもっていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（上田 正君） 19番 新家議員。

○19番（新家勇二君） えーとですね、そのよく話をするいうところをですね、しっかりやってもらって、それで一人でも二人でも島外からも島内の利用者が利用していただけるように鋭意努力してください。要望して終わります。

○議長（上田 正君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。

この本2案についての討論を行いますので、討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより採決を行います。まず一つずつ行います。

まず初めに、議案第24号「江田島市森林公園設置及び管理条例の一部を改正する条例案について」を起立により採決をします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第18議案第25号「公の施設の指定管理者の指定について」を起立により採決をします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第26号

○議長(上田 正君) 日程第19議案第26号「土地改良事業計画について」を議題といたします。

この際、議案の朗読は省略します。

直ちに提出者からの提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長(田中達美君) ただいま上程されました議案第26号「土地改良事業計画について」でございます。

大柿町深江島戸地区の区画整理に係る土地改良事業について、県知事に協議し、その同意を得るため、土地改良法第96条の2第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、産業部長をして説明申し上げます。

よろしく申し上げます。

○議長(上田 正君) 島本産業部長。

○産業部長(島本俊明君) 議案第26号「土地改良事業計画について」説明いたします。

41ページ、土地改良事業計画書をお願いいたします。

所在地は、江田島市大柿町深江島戸地区。42ページに地図をつけておりますので御参照ください。竹炭工房おおがきから深江側へ約1キロ行ったところでございます。

工種は区画整理、面積は0.8ヘクタール、事業費は723万6,000円で、事業の内容は整地工0.5ヘクタール、道路工170メートルでございます。

この土地改良事業ですが、農道八王子線整備工事に伴い、島戸地区の農地がくぼ地化し、水はけが悪くなったため、工事の発生残土、これ農道八王子線、農道佐古線の工事でございますが、これを有効活用することにより耕作しやすい農地に整備するものでございます。

整理前7戸の農家が持つ形状の悪い18筆の田畑0.8ヘクタールを43ページの計画概要図のように成形された7筆の畑0.5ヘクタールと道路に再配分するものでございます。また、区画整理に伴い広島県に土地改良事業計画について協議し、同意を得るため必要な手続として議会の議決を求めるものでございます。

なお、事業費723万6,000円につきましては、これまでの盛り土、整地などに要した経費で、新たに発生するものではございませんので、御参考までに申し上げます。

以上で議案第26号の説明を終わります。

よろしくお願いたします。

○議長（上田 正君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番 大石議員。

○5番（大石秀昭君） これ区画整理で土地ができたわけですが、これ坪幾らなんですか。坪幾らで販売しようとしてるんか、この資料ではわからないんですが説明してください。

○議長（上田 正君） 島本産業部長。

○産業部長（島本俊明君） これはあくまでも市の土地ではございません。個人の農家の農地でございます。

○議長（上田 正君） 5番 大石議員。

○5番（大石秀昭君） 個人の土地であろうと市がこういうふうに土地改良計画の中に入れるのであれば、大体どのぐらいの、坪単価どのぐらいかということわかつとるはずなんです。これ、我々にこの計画をしとるからこれ販売の手助けを我々しなくていいんですね。するのであればやっぱり、坪どのくらいだからどういうふうに利用したらどうかということが言えるんだけど、この資料じゃわからないじゃない。

○議長（上田 正君） 島本産業部長。

○産業部長（島本俊明君） 販売するものではございません。

○議長（上田 正君） ほかにありませんか。

はい、6番 片平議員。

○6番（片平 司君） これはあそこの道路をつくったときに、山か何か出したんじゃないと思うんじゃないけど、その代替地としてあげるわけですね、そうじゃないんですか。

○議長（上田 正君） 島本産業部長。

○産業部長（島本俊明君） 先ほども説明しましたように、道路をつくったために土地が低くなって水はけが悪い農地になったということで、それを改善するのが目的です。

○議長（上田 正君） ほかにありませんか。

はい、12番 山根議員。

○12番（山根啓志君） これは個人の7軒の土地という説明じゃったんですが、通常こういう農地改良する場合ですね、個人の土地がよくなるということは負担金いうんですかね、通常はもらってるんじゃないかと思うんですが、この場合はそういう説明がないんですが、それは発生しておるもんかどうかちょっとお聞きします。

○議長（上田 正君） 島本産業部長。

○産業部長（島本俊明君） 通常は受益者負担というのがついてまいりますが、先ほども御説明しましたように、この案件は道路が原因でこういう状態になっております。それと、工事の発生残土これを利用するということで、工事にとっても有利なものでございますから、負担金はもらいません。

○議長（上田 正君） はい、12番 山根議員。

○12番（山根啓志君） そうということですが、もしよそでもこういう同じ条件があった場合には負担金はとらないということではないんですか。

○議長（上田 正君） 島本産業部長。

○産業部長（島本俊明君） 状況を見てまた判断をさせていただきたいと思います。

○議長（上田 正君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第26号「土地改良事業計画について」を起立により採決をします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。約10分間休憩をします。

（休憩 15時08分）

（再開 15時20分）

日程第20 市長施政方針

○議長（上田 正君） 休憩を解いて会議を再開いたします。

日程第20「市長施政方針」を行います。

田中市長。

○市長（田中達美君） 平成22年度江田島市当初予算の提出に際しまして、施政方針を述べさせていただきます。

昨年は、国政においては民主党政権の誕生、県政においては湯崎新知事の就任と、これまでの政治・政策の路線が大きく変わる政変の年でありました。

国の経済見通しによると、平成21年度の我が国の経済は、失業率が高水準で推移するなど厳しい状況にあり、国民の景気実感に近い名目成長率はマイナス4.3%程度と2年連続の急激な減少が見込まれています。

政府は景気の持ち直しの動きを確かなものとするため、「明日の安心と成長のための

緊急経済対策」により、子育て、雇用、環境、科学技術に重点を置き施策を実施することとしておりますが、本県の経済は、一部に持ち直しの動きが見られるものの、急激な円高による輸出関連産業への影響など依然として厳しい状況が続いております。

このため、県では、平成22年度当初予算において、緊急経済・雇用対策を盛り込み、新たな活力を創造する「5つの挑戦」を推進する一方で、行政運営の刷新による財政健全化に向けた取り組みを強化されております。

こうした中、平成22年度予算は、私の市長就任後、2回目の予算になります。

本市の将来像である「自然との共生・都市との交流による『海生交流都市』えたじま」の実現に向けて、引き続き「協働！改革！前進！」をキャッチフレーズに、市政を推進してまいります。

江田島市の平成22年度の当初予算の編成に当たりましては、①持続可能な江田島市の実現に向けた「財政健全化の更なる推進」、②地域の活性化につながる「特色あるまちづくりの展開」の2点を大きな柱といたしました。

まず第一に「財政健全化の更なる推進」でございます。

本市が昨年5月に出した財政収支見通しでは、現状のままで推移すると、5年間で25億円の財源不足となる見込みであり、雇用の悪化や人口減少などによる税収の減少や、少子高齢化の進展による社会保障経費の増加など、引き続き厳しい財政運営と行財政改革が求められています。

このため、本市では、平成17年度から行財政改革に取り組み、現在、「第2次行財政改革大綱」と、これに基づく「第2次行財政改革実施計画」を策定しているところであります。

平成22年度はこの第2次行財政改革のスタートの年となり、「基礎自治体としての体制整備」、「選択と集中による事務・事業の重点化」、「民間活力や住民パワーの活用」、「組織及び財政のスリム化」の4つの目標を達成するため、改革の方向性を反映した予算としております。

また、市税の減少が見込まれる中、収納推進体制の整備強化、納付環境の整備、受益者負担の適正化に努め歳入の確保を図るなど、「財政の健全化」の更なる推進に取り組んでまいります。

これまで行ってきた私ども特別職の給与カットにつきましても引き続き継続してまいります。

2点目は「特色あるまちづくりの展開」でございます。

財政の健全化を目指し、歳出抑制を行っていく中でも、総合計画において本市の将来像を「自然との共生・都市との交流による『海生交流都市』えたじま」としており、この実現に向けて、「協働のまちづくり」、「産業振興と地域再生」、「教育の充実・子育て支援」、「安全・安心の確保・環境保全」といった地域の活性化と市民生活に直接結びつく事業を実施してまいります。

具体的には、「協働のまちづくり」の分野では、地域が主体となってまちづくりを行うための活動拠点の施設整備や、活動に対する支援により、協働のまちづくりを更に推進してまいります。

また、将来像である海生交流都市を推進するため、交流者の受け入れ態勢の整備やPR活動を市民とともに取り組む事業を新たに盛り込んでおります。

「産業振興と地域再生」の分野では、新たにオリーブの普及に向けた整備を行うことにより遊休農地の解消を図る事業や、日本有数の生産量を誇るカキの育成調査の継続などにより地域産業の活性化に向けた取り組みを実施いたします。

「教育の充実・子育て支援」の分野では、新たに海辺の生物を観察する体験活動を通じた里海学習の推進や、総合型地域スポーツクラブの支援に取り組むとともに、次世代育成支援事業の一環として、延長保育の拡充や母子家庭の自立を促進するための支援を行います。

「安全・安心の確保・環境保全」の分野では、緊急時に備えた防災行政無線のデジタル化を行うとともに、昨年の集中豪雨を教訓として、危機管理体制の強化と自主的な防災組織の育成を図り、総合的な防災体制づくりを推進します。

また、し尿処理施設の更新整備や下水道の整備を推進し、海域の保全、快適な生活環境づくりを推進してまいります。

この結果、平成22年度江田島市当初予算一般会計の規模は、平成21年度当初と比べ2.4%減の145億6,200万円となり、財政健全化に向けて「選択と集中」を一層徹底した予算を編成したところでございます。

歳入を見ますと、税収面では市税や市町村たばこ税の減少により、3,100万円の減、地方交付税は事業費補正などにより5,000万円の減となる一方で、国庫支出金や実質的な地方交付税の代替財源である臨時財政対策債が大幅な増となっております。

歳入不足分についてはこれまで同様、基金の取り崩しを行っておりますが、今回の予算では、財政調整的な基金の取り崩し額は7,300万円にとどめることができました。

また、一般会計におけるプライマリーバランスは黒字となり、22年度末の市債残高は、21年度末に比べ2億5,200万円減少する見込みとなっております。

歳出におきましては、子ども手当給付開始に伴う対象者の拡大により、扶助費は増加しておりますが、職員の削減や議員定数の減による人件費の削減、新規の市債発行抑制による公債費の削減等により、義務的経費は5,500万円の減となりました。

投資的経費については、江田島小学校、新寄涛住宅、農道佐古線などの事業が完了することや、国の二次補正予算の「地域活性化・きめ細かな臨時交付金」を活用して、単独事業を平成21年度に前倒しで実施していることなどにより、5億7,400万円の削減となっております。

一方、その他経費では、平成21年度の補正から継続している緊急雇用創出事業の物件費の増などにより2億7,600万円の増となっております。

特別会計につきましては、国民宿舎事業会計を平成21年度に特別会計へ移行したことにより、全12会計（国民健康保険、老人保健、後期高齢者医療、介護保険（保険事業勘定）、介護保険（介護サービス事業勘定）、住宅新築資金等貸付事業、港湾管理、漁港管理、公共下水道事業、農業集落排水事業、地域開発事業、宿泊施設事業）合わせて92億5,110万円で前年度比4%の増となりました。

企業会計につきましては、全3会計（公共下水道（能美地区）、交通船事業、水道事

業)全体で23億6,498万円で、前年度比19%の減となりました。

企業会計を含めた総予算規模は、261億7,800万円で、前年度比2.1%の減でございます。

平成22年度の主な事業につきまして、一部重複しますが、総合計画の7つの主要プロジェクトに基づき説明いたします。

1 交流と定住のまちづくりプロジェクト

- 人口減少に歯どめをかけ、本市への交流定住を促進するため、移住を体験できる環境の確保や、移住者の定住支援を行うとともに、公営住宅を計画的に整備します。
- 交流人口の拡大を目指したイベントを実施するとともに、観光協会や他の市町と連携して広域的な観光ルートの確立を図ります。

2 学びと子育て充実プロジェクト

- 特色ある個性豊かな学校づくりに向けて、計画的に教育環境の整備を行うとともに、海辺の生物を観察する体験活動を通じた里海学習や、総合型地域スポーツクラブの支援を実施します。また、児童・生徒の通学に対する支援を継続します。
- 市民の子育て環境を充実するため、子育て支援センターのさらなる利用促進を図るとともに、母子家庭の自立を促進するための支援などを実施し、子供を安心して産み育てられるまちづくりを推進します。

3 3F（フルーツ・フラワー・フィッシュ）を生かした元気づくりプロジェクト

- 新規の特産物開発を目指し、オリーブの普及に向けた整備を行うことにより、遊休農地の解消を図ります。
- 農地の有効活用と荒廃防止を進めるため、有害鳥獣被害対策事業を継続するとともに、農業生産の基盤整備を図ります。
- 「日本有数の生産量を誇るむき身カキ」の維持と、漁業の経営安定化を図るため、カキの育成環境調査等を継続して行うとともに、水産業振興対策事業や漁業施設整備事業に取り組みます。

4 交通と情報の基盤づくりプロジェクト

- 交通ネットワークを形成するため、国道・県道・市道の整備・改良など計画的な道路整備を行うとともに、港湾の計画的な整備・充実に取り組みます。
- 江田島市公共交通協議会の協議を踏まえ、江田島市交通計画に掲げた施策の実現に向けた実証実験等により、持続可能な公共交通体系の構築を目指します。

5 健康・長寿とふれあいのまちづくりプロジェクト

- 第2期障害福祉計画に基づき、訓練等給付による障害者の自立を促進します。
- 地域福祉計画に基づき、地域における助け合いの仕組みづくりを進め、市民協働による地域ぐるみの福祉の推進に取り組みます。
- 老人福祉計画・第4期介護保険事業計画に基づき、高齢者保健福祉事業の総合的な推進と介護保険制度の円滑な実施に取り組みます。

6 安全・安心と環境共生の島づくりプロジェクト

- 緊急時に備え防災行政無線のデジタル化により体制整備を図り、総合的な防災体制づくりを推進するとともに、危機管理体制の強化を図るため、計画的に設備等を更新

します。

- 環境保全に向けて、環境基本計画及び温暖化対策実施計画に基づき総合的・長期的に施策を進めるとともに、家庭への太陽光発電システムの設置を促進します。
- 災害に強い都市構造の形成を図るため、排水路整備事業・河川改良事業・急傾斜崩壊対策事業を計画的に進めます。
- 江田島市の財産である海を守り、快適な生活環境をつくるため、今後の人口の推移を勘案して、持続かつ効率的な下水道整備・管理に努めます。

7 みんなで支え合う協働のまちづくりプロジェクト

- 市民参加と協働のまちづくりを推進するため、コミュニティ助成事業補助金等を活用して自治会組織や関係団体への支援を行うとともに、活動拠点の施設整備や活動に対する支援により、協働のまちづくりを推進してまいります。
- 本市の将来像である海生交流都市を推進するため、市民や関係団体とともに交流者の受け入れ態勢の整備やPR活動に取り組みます。
- 人権意識の啓発・高揚に向けて「江田島市人権教育・啓発指針」に基づき、講演会や研修等の啓発活動や相談活動を行います。

そのほか、県議会議員選挙費、参議院議員選挙費等の執行経費を計上しております。次に企業会計についてでございます。

まず、交通船事業会計につきましては、これまで市民の方々の御理解と御協力をいただきながら料金改定、運行形態の変更などを行ってまいりましたが、非常に厳しい経営状況が続いております。

平成22年度においても、引き続き、運航体系の効率的な見直しによる経営の合理化を進め、健全経営に向けて努力してまいります。

最後に水道事業につきましては、江田島市総合計画に沿って、「安全でおいしい水の安定供給」、「水道施設の整備と水の有効利用」を基本方針とし、老朽管更新推進事業を中心に事業を進め、市民生活の向上に努めてまいります。

以上が、江田島市の平成22年度当初予算の概要でございます。

慎重かつ十分な御審議をいただき、適切なる判断をお願いいたします。

これで私の施政方針を終わります。

- 議長（上田 正君）　これで市長の施政方針を終わります。

日程第21～36　議案第5号～20号

- 議長（上田 正君）　日程第21議案第5号「平成22年度江田島市一般会計予算」から日程第36議案第20号「平成22年度江田島市水道事業会計予算」までの16案件を一括議題といたします。

直ちに提出者からの提案理由の説明を求めます。

田中市長。

- 市長（田中達美君）　ただいま一括上程されました平成22年度の各会計の当初予算案で、まず、議案第5号「平成22年度江田島市一般会計予算」についてございま

す。

歳入歳出予算の総額を145億6,200万円と定めるものでございます。

先ほど私の施政方針で述べましたものがこの一般会計の当初予算の中に網羅いたしております。

私の市長就任後2回目の予算編成でございます。施政方針で述べましたように、財政状況が大変厳しい中、持続可能な江田島市の実現に向けた財政健全化のさらなる推進、地域の活性化につながる特色あるまちづくりの展開の2点を大きな柱として、職員の総力を結集して予算を編成したところでございます。

内容は、前年当初予算対比2.4%の減額予算となりましたが、私のキャッチフレーズの「協働！改革！前進！」の気持ちを十分とは言えないまでも予算の中に組み入れられたと思います。

以下議案第6号から議案第17号までは、江田島市国民健康保険特別会計予算を初めとする12の特別会計予算、議案第18号から議案第20号までは、江田島市公共下水道事業（能美地区）会計予算を初めとする3つの企業会計予算の提案でございます。

内容につきましては、これから十分に御審議いただくとともに、何とぞ適正な御判断、御議決を賜りますようよろしくお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（上田 正君） これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

ただいま一括議題といたしました日程第21議案第5号「平成22年度江田島市一般会計予算」から日程第36議案第20号「平成22年度江田島市水道事業会計予算」までの16案件については、全議員で構成する予算審査特別委員会を設置し、各常任委員会の所管事項別に各分科会へ分割付託をし、休会中の審査とすることにしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

6番 片平議員。

○6番（片平 司君） 閉会中の委員会に付託することはいいんですが、できれば、本年度は無理としてもですね、全員でやればいいと思うんですが、提案します。

○議長（上田 正君） 要望として出ておりますが、今のは閉会でなくて休会中の、いいですか、ごめんなさい。はい、済みません、どうも。

それでは、よって本16案件は全議員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して、休会中の審査とすることに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の正副委員長の選任についてはいかがいたしましょうか。

議長一任ということで、これに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

それでは、議長において委員長に 19 番 新家勇二議員、副委員長に 11 番 住岡淳一議員を指名いたします。

よろしく願いをいたします。

以上で本日の日程は終了しました。

本日はこれにて散会をします。

なお、明日 3 月 3 日から 3 月 16 日までの 14 日間は予算審査のため休会とし、議会は 3 月 17 日一般質問を行いますので、午前 10 時までに御参集をお願いします。

本日は御苦労さまでした。

(散会 15 時 43 分)